

会 議 記 録

会議名称	平成 20 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 20 年 12 月 19 日（金）午後 4 時 53 分～午後 6 時 53 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 奥、中村、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、経理課長、 行政管理担当課長、行政改革担当副参事、定数・組織担当副参事、 企画調整担当係長、契約統括担当係長
配布資料	資料 1 入札・契約制度の改革 資料 2 年度別入札・契約制度の変遷（工事・委託） 資料 3 工事及び委託契約における落札率の推移 資料 4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧（工事・委託） 資料 5 工事業種別競争入札登録事業者数、物品営業種目別競争入札 登録事業者数（平成 20 年 10 月 1 日現在） 資料 6 平成 18 年度・平成 19 年度・平成 20 年度指名停止業者一覧 資料 7 平成 19 年度 不調案件経過処理 資料 8 実審議案件資料
会議次第	1 開会 施設視察に引き続き開会 2 議事 (1)平成 19 年度入札及び契約に関する外部評価について (2)今後のスケジュール等について 3 閉会

○山本会長 それでは、ただいまから、平成20年度第3回の外部評価委員会を開会します。

この第3回目の評価委員会は、当委員会のもう一つの機能であります、入札監視という役割としての入札監視委員会とを兼ねた機能としての第3回目ということになります。

本日は、最初に杉並区の方から入札契約制度の改革動向、あるいは概要につきましてご説明いただき、その後に各委員の方々から実審議案件として選定された事案につきまして、最初に案件を一括して、経理課長からご説明いただき、その後審議に入りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に、経理課長の方から、入札契約制度の概要と、続けまして、実審議案件についてのご説明をお願いいたします。

○経理課長 はい。経理課長の田中です、よろしく願いいたします。

今、会長からお話がありましたとおり、前半、まず資料の1から7につきまして、制度の概略等をご説明させていただきます。

その前に、この入札監視委員会の位置づけですが、今、会長のお話にありましたとおり、私ども杉並区の競争入札実施要綱というものがございまして、それに基づくもの、あるいは、今回杉並区の外部評価委員会ということでお集まりいただいておりますが、そちらの設置要綱、同じく事務取扱要綱に基づきまして、毎年1回、定例審議として開催いたしまして、前年度1年間に発注した工事あるいは委託の案件の契約状況などをご審議をいただくものであります。既に前回の外部評価委員会で契約一覧というものをお渡しして、先日、委員の先生方に抽出していただいた案件がございますので、本日、それについて、中心にご審議をいただくものでございます。

なお、この入札監視委員会のもう一つの機能として、苦情処理とその審議という役割がございますが、19年度にはこういった案件はございませんでしたので、今回は、その実質審議の14件についての審議が中心になります。本委員会の位置づけ、役割については、大体以上のようなものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1から、概略を説明させていただきたいと思います。

きょうお手元に配付しているのは、資料1から8まででございますけれども、そのうち1から7までの資料が杉並区の入札・契約制度の概略でございます。資料8については、きょう後半でご審議いただく案件になります。資料1から7は毎年お渡ししているものですが、新委員さんもいらっしゃいますので、要点を絞って、ポイントを説明させていただきます。

それでは、まず資料1です。表題を「入札・契約制度の改革」としているものでありま

して、ちょっとした簿冊になっておりますが、杉並区の入札・契約制度の基本的な方針、あるいはこの間の取り組み等を示したものでございます。昨年度以降の改革メニューを中心に、これからポイントを説明していきます。第一に、大前提として1ページのところで、大きな1番で、「入札・契約制度の基本的な方針」というところがございますが、ここに記載のとおり、当区におきましては、まず区民の信頼確保ということ、それから区内業者を中心とした業者の健全な発展ということ、この二つを主眼といたしまして、そこに記載のとおり、(1)として『入札・契約締結における透明性の確保』、それから、(2)として『公正な競争の促進』、それから、(3)として『適正な施工・履行の確保』、最後に(4)として『不正行為の排除』と、四つの方針のもとに改革を進めております。

その次に、「入札・契約制度改革の概要」でございまして、1ページの大きな2で工事につきまして、それから、少し飛びますけれども、6ページの大きな3番で委託・賃貸借について、今申し上げた先ほどの四つの方針に沿って、これまでの各年度の取り組み等を示してございます。

まず、1ページの大きな2番、工事について、でございます。順を追ってポイントを説明いたします。まず、『(1)透明性の確保策』としてですが、19年度の4月、昨年4月から、予定価格3,000万以上の案件につきまして、それまでの事前公表というものを改めまして、予定価格の事後公表へ変更してございます。

それから、その下、『(2)公正な競争の促進』という面でございますが、19年4月から、記載のとおり、一般競争入札参加で区外業者の参加枠の拡大を図っておりまして、またあわせて、20年4月、ことしの4月からですが、現場代理人の専任制度の緩和といったことを行ってございます。

次にその下、『(3)適正な施工・履行の確保』といった面でございますが、ことし20年4月から、履行の確保あるいは下請け業者への支払いの保証のために、下請けセーフティネット債務保証事業というものに係る債権譲渡の承認を制度化してございます。

それから5ページ、下段の方になりますが、『(5)新たな入札・契約制度に向けて』の改革としまして、19年4月からですが、工事で2,000万円以上、それから委託・賃貸借・物品ですべての入札あるいは見積もり競争の全案件、これを電子入札にして、電子入札の拡大を図りました。さらに年度の途中ですが、12月からは、工事についても原則全案件を電子入札としまして、電子入札の完全実施というものを実現いたしております。また、ことし4月からは、新財務会計システムを稼動しておりますが、それに伴う標準契約書の改正な

どを行ってございます。

それから、次、6ページへ行きます。今度は大きな3番の委託・賃貸借の方でございますけれども、『(1)透明性の確保策』としては、6ページの下段の方に記載してございますが、19年の4月から、予定価格2,000万円以上の委託案件を一般競争入札で実施をして、一般競争入札の拡大を図ってございます。それから、20年4月からは、予定価格2,000万円以上の委託・賃貸借案件、予定価格1,000万円以上の物品の案件について、年間の発注予定を公表していくというようなことで、透明性の確保を図ってございます。

こうした改革、ずらずらと書いてありますが、その効果としては、7ページの4番のところに記載してございますけれども、落札率だけで全部を見ることはできませんが、17年度からの3カ年で落札率の変化を見てきますと、工事でこの間4.6ポイント、委託・賃貸借で0.6ポイントぐらい、それから物品で3.2ポイントぐらいといった低下の傾向が見られていると。こういった点で効果が得られているのではないかというふうに分析してございます。

次に、8ページ、9ページですけれども、これはちょっと横向きの表になってしまって申しわけないんですが、ここに工事と委託の区の契約の方式をそれぞれ記載した表で参考に掲げてございますので、後ほど審議の参考にさせていただければと思います。

次に、10ページ、11ページ、これも横向きで申しわけございませんが、これは、工事と委託・賃貸借の19年度の入札結果につきまして、件数、契約金額あるいは落札率などをまとめた一表になってございます。ここで、平均落札率のところを見ていただくと、一番下の欄にありますけれども、先ほど申し上げたとおり、この3年間の若干低下しているという傾向の変化がおわかりになると思いますので、参考にござらんいただきたいと思います。

以上、ここまでが資料1ということで、ご説明をさせていただきました。

続いて、12ページ、13ページを開いていただくと、これが資料2になってございますけれども、「年度別入札・契約制度の変遷」ということで、これは、工事委託契約につきまして、入札方法、それから予定価格の公表、それから最低制限価格制度などの変遷を年度別にまとめた資料でございますので、これも後ほど審議の対象にさせていただきたいと思えます。

それから、隣の13ページです。13ページ下のほうに、委託の最低制限価格の制度の表が書いてございます。ここには記載をしてありませんけれども、19年度から、人材派遣など、人件費的経費の比率の高いものについても、試行として最低制限価格を設けているといっ

たような特徴がございます。

次の14ページ、15ページですけれども、これが資料3ということになりますが、これは、「工事及び委託契約における落札率の推移」という表題になっていますけれども、これは文字どおり、工事、委託それぞれの落札率の推移をあらわしたものでございます。先ほども説明しましたけれども、これらもあわせてグラフがありますので、参考にしていただきたいと思っております。

それから、16ページの資料、資料4でございますが、年度別それから入札の形態別の平均参加事業者といったものを示した資料でございます。工事の方ですけれども、19年度が指名競争で5.4社、それから一般競争の方で12.0社。委託の方は下の欄ですけれども、指名競争では7.4社、一般競争で15.2社といったような数値になってございます。

次の17ページ、そこから資料5になっておりますが、これは20年10月1日現在の登録事業者の業種別の一覧になってございます。17、18ページが工事、それから19、20ページが委託・物品の登録事業者数ということでございまして、枠外に区内業者、区外業者の別の表も示しております。

それから、21ページが資料6というふうに振っておりますけれども、これは20年9月末現在の指名停止の状況、これを示した表でございますので、これも後ほど、また参考にしていただきたいと思っております。

24ページ、これが最後の資料、資料7になりますけれども、これは平成19年度の不調の案件です。これについて経過処理を示したもので、工事8件それから委託5件について、不調となった以後の経過を示したものでございます。

以上、ちょっと大変雑駁ですが、資料1から7まで、これは基礎資料になる資料でございますが、ご説明は以上で終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○山本会長 いったん切りますか。質疑はせず、続けて。

(「続けましょう」の声)

では、続けてやってください。

○経理課長 よろしいですか。

それでは、資料8の方に移りまして、実審議案件ということで、上の方に工事7件、それから下の方に委託案件が7件ということで、各委員の先生方にお選びいただいたものを、順に示しております。会長、一遍に工事、委託、続けてご説明してよろしいでしょうか。

○会長 説明はもう、すべて一括、お願いします。

○経理課長 わかりました。

それでは、今申し上げた、工事7件、委託7件、計14件についてご説明をさせていただきます。いずれの案件も、お手元に入札経過調書であるとか、あるいは発注公告の文章をおつけしておりますので、あわせて参考にごらんいただきたいと思います。

まず、工事の1件目ですが、再度公告の「富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事」という案件でございます。この案件は一般競争入札の工事案件でございまして、再度公告し、入札を行ったものでございます。1回目は、資料にありますとおり、業種を建築工事ということで実施しまして、平成19年6月6日に公告をし、7月2日に入札を行いましたけれども、3回まで入札に付しましたが、いずれの札も予定価格、この場合、予定価格、税抜きで3,160万という金額でしたが、これを超過していたために、落札に至らずに不調いたしました。

この結果をうけまして、一般競争入札として再度公告を行いました。2回目の公告に際しては、予定価格を変更せずに、業種を運動場施設と、1回目は建築工事でしたけれども、2回目は運動場施設に変更いたしました。これは、この作業内容に占める土木工事の割合が比較的多いということから、新たな業種を指定しての競争に期待したといった理由でございまして、2回目の入札は、7月30日、区内4社それから区外3社の計7社が応札いたしまして、3回目まで入札をいたしましたけれども、いずれも予定価格を超過しまして、落札に至りませんでした。

そのため、工事の設計内容、あるいは工期、それから立地条件、それから近隣住民への影響などを考慮した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第8号に基づきまして、最低の価格を提示した者と減価交渉をして、その結果、入札経過調書にあるとおり、株式会社屋外体育というところと契約を交わしたものであります。契約金額は、予定価格に比して99.6%ということでした。

2件目は、「杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災関連施設昇降機設備工事」という案件でございます。これも一般競争入札でございまして、お手元の資料にあります発注公告の内容で、平成19年8月22日に公告をいたしました。入札は、9月12日に行われました。参加資格条件は、東京電子自治体共同運営の共同格付「エレベーター」の35番以内という形で発注をしまして、入札経過調書を見ていただくと、2社が参加しております。これは、区外の業者2社ですけれども、その2社の参加で、この入札経過調書にありますよ

うに決定をいたしまして、日本エレベーター製造株式会社が落札し、落札率は80.0%というところでございました。

なお、この入札経過調書の下にありますけれども、議会の議決に付すべき契約ということで、議決があるまで仮契約というふうになっております。これは、本体の高円寺南保育園の建設工事が議決案件になってございますので、こういった取り扱いになってございます。

それから、3件目と4件目は、同じく「済美養護学校給食室増築改修工事」ということで、再度公告案件と再々度公告案件で、連続性がございますので、あわせてご説明をいたします。

まず、これ、1回目の公告は、平成19年6月6日に、お手元の発注公告のとおり、建築工事の単体発注ということで、記載のような参加資格条件を付しまして、入札を7月2日に行いました。その結果、9社の応札がありまして、3回の入札を行いましたけれども、落札に至らなかったため、これが不調となったということです。参考までに、1回目の予定価格が税抜きで5,902万8,000円という金額でございました。

その後、再度公告したわけですが、その際には、予定価格については、再度の計算をいたしまして、80万円ほど上乗せをしております。したがって、2回目の予定価格は、税抜きにして5,982万2,000円という金額になりましたが、この予定価格で発注をいたしました。それとともに、区外業者の枠を少し緩和いたしまして臨んだというような特徴がございます。その再度公告は7月9日に行いまして、入札を7月30日に行いました。入札の結果は、2社が応札しましたけれども、2回目でいずれも辞退をしたために、これも不調になったということです。

その後、8月1日に再々度公告を行いましたけれども、その際には、工期が当然短縮されてきますので、工期短縮に伴う経費を予定価格に上乗せいたしまして、その結果、3回目の予定価格は税抜きで6,212万4,000円という金額になりましたけれども、そういったものを上乗せするというので、他の参加資格条件は変更せずに、3回目の公告をしたということです。入札は、8月21日ということで予定いたしましたけれども、結果的には参加者が全くございません。そのため、地方自治法第167条の2第1項第8号に基づき、前回の参加者と随意契約をしたということでございます。

随意契約による理由は、給食室は学校給食をつくるわけですが、給食数を、現状の80食分から、将来160食分にふやさなくてはならないという状況から、これ以上工期を延長す

ると、その間、例えばお弁当を持ってきていただいたりとか、それから工期自体が年度の末の方になるということで、新年度の対応が間に合わない等の諸事情により、これ以上の工期延期は不可能という判断に基づきまして、先ほどと同様に自治法施行令167条の2第1項第8号の競争入札に付して入札者がいないとき、あるいは再度の入札に付して落札者がいないときということに該当するものとして、随意契約をしたものでございます。契約の相手方は、記載のとおり兵藤建設でございました。

5番目が、これも再度公告案件の「杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事」という案件でございます。この案件は、高額な工事でありますので議会の議決を要する契約であったという点、それから、再度公告案件であるという点、それから、低入札価格調査を行ったという点で、三つ、特徴のある案件でございます。

1回目の公告は、平成19年4月10日に、お手元の発注公告のとおり、業種は電気工事、それから、発注方法は、2社自主結成からなる建設共同企業体、いわゆるJV発注ですね。その他、記載のような参加資格条件を付して行いました。入札は5月16日に行いました。その結果、4社の応札がありましたけれども、1回目の開札では落札せずに2回目の開札に進みましたがさらに落札に至らず、3JV、3社が辞退となったため、残り1社となったために、競争性が確保できないため、入札は2回で打ち切りといったことで不調となりました。

その後、5月21日に再度公告をしたわけですが、その際には、発注方法をJVから単体発注に変更をするとともに、参加資格条件について、区内、区外の別なく、電気工事A級を有する者という形に設定をしております。入札は6月13日に行いまして、7社が応札し、1回目の開札で株式会社八洲電業社東京支店というところが最低価格を入れましたが、入札金額が低入札価格調査の基準価格を下回っていたために、規定に基づきまして落札を保留して、低入札価格調査を実施することになりました。

この低入札価格調査に関する調査基準価格については、規定に基づきまして、予定価格の8割から3分の2の範囲で案件ごとに定めているものでございまして、本件はその基準価格を下回ったということで調査をいたしました。

調査する内容は、低入札の理由、あるいは会社の経営状況、工事实績、それから手持ち工事の状況などなどでございますけれども、調査の結果、今回、この資材調達に手形決済ではなくて現金決済をするために安く原材料を入手できるといったこと、それからこの間、これまでの間、学校電気工事の経験から、社内努力で経費を低減できるといったようなも

ろもろの事情が判明したため、それから、もちろんですけれども、経営状況であるとか施工能力、そういったものに問題がないということ、それから、積算漏れなどもないということで、トータル的に判断をいたしまして問題はないものとして、落札の決定をその後したということでございます。冒頭申し上げたとおり、本件は議決案件ですので、6月15日付で仮契約を締結してございます。落札率は62.4%といったところです。

それから、6番目は、ここから指名競争になります「中瀬中学校給食用リフト取替工事」でございます。入札経過調書にありますとおり、6社を指名いたしまして、1社がそのうち辞退ということですので、5社の競争で、落札は大成エレベータというところ、落札率74.9%といった内容でございました。これについては、資料は、指名競争ですので入札経過調書だけになってございます。

工事の最後、7本目ですが、「橋梁維持工事（平成19年度）」でございます。これも同じく指名競争入札によるもので、入札経過調書をごらんいただきますと、5社を指名いたしまして、そのうち1社が辞退と。4社の競争になりまして、落札は済美建設、落札率99.9%という数字になってございますけれども、そういった結果になってございます。

以上7件が工事の方のご説明です。

続いて、委託の1件目です。1番目の案件ですが、「和田堀公園プール外2所運営業務委託」でございます。この案件は一般競争入札で、業務内容は、プールの運営業務あるいは日常清掃、日常管理あるいは水質管理等の業務でございます。発注公告にありますとおり、営業種目は警備・受付等、それから取扱品目がプール管理ということで、その他参加資格条件は記載のとおり、区内業者、区外業者ごとに定めまして、平成19年5月9日に公告をいたしまして、入札を5月28日に行いました。

入札経過調書をごらんいただきますと、区内3社、区外4社で、計7社という申し込みがありまして、1回目の入札を行いました。落札に至らずに、2回目の入札は、経過調書に書いてあるとおり、1社のみ応札しましたけれども、落札には至りませんでしたので、この段階で、地方自治法施行令167条の2第1項第8号に基づきまして、最低価格の提示者と減価交渉を行い、随意契約を締結したものでございます。契約の相手方は、記載のとおり株式会社オーチャー杉並支店で、落札率99.9%といった数値になってございます。

2番目の案件ですが、委託の2番目ですが、「杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等建物総合管理業務請負」でございます。本件も同じく一般競争入札でございまして、業務内容は、保健所であるとか保健医療センターの日常清掃あるいは定期清掃、設備保守点

検、駐車場管理などなどがございます。発注公告にありますように、営業種目が建物清掃及び警備・受付等ということ。それから、取扱品目が、施設警備またはその他警備といったところで、その他の参加資格条件は、記載のとおり、区内業者、区外業者ごとに定めまして、19年2月13日に発注公告をしまして、3月7日に入札を行いました。

区内4社、区外15社、合計19社の参加申込がありまして、うち5社は、最低制限価格未満の応札ということになりまして、結果的には、株式会社アクト・ツーワンという区外業者に落札をいたしました。落札率は70.0%ということです。

なお、本件は、予定価格1,000万以上の建物清掃委託で、区の積算基準に基づくものでございましたので、予定価格を事前公表して行ったものでございます。

それから、委託の3番目が、「杉並区みどりの実態調査委託」と案件で、当区には「みどりの条例」というものがありまして、条例に基づきまして、区内全域のみどりの現況を把握するとともに、みどりの実態を多角的に解析・評価していただくといったような業務内容でございます。一般競争入札の案件でございまして、平成19年5月9日の発注で、発注公告文に記載したような内容で参加資格条件を定めてございます。

5月28日に入札をしまして、区内2社それから区外7社、合計9社の参加申込がありまして、1回目の開札で、国際航業株式会社東京支店というところが落札をいたしました。落札率は69.8%ということでございます。

委託の次の案件、4番目ですが、「杉並区立小中学校教室用パソコン機器賃貸借（長期継続契約）」でございます。本件も同じく一般競争入札で、ファイルサーバーであるとか、あるいはパソコン入力装置等コンピューター機器の賃貸借でございます。発注公告にありますとおり、営業種目が賃貸業務、取扱品目が電子計算機リースといったことになりまして、参加資格条件は記載のとおり定めまして、19年5月28日に発注公告をいたしました。

入札を6月18日に行いまして、区外の12社の参加申込がありまして、日通商事株式会社東京支店というところが落札をいたしました。落札率は95.1%といったことでございます。

それから、5番目の案件、これ以降、指名競争入札の案件になりますが、「冷却塔設備保守委託」という案件でございまして、区役所の本庁舎の屋上に4機冷却塔がありまして、その設備保守委託ということでございます。

入札経過調書にありますとおり、区内5社を指名いたしまして、19年3月20日に入札を行いました。5社のうち1社辞退でございましたが、2回目の入札で東管設備株式会社というところが落札をしております。

その次の案件、「和田堀公園プール外2所温水器保守点検業務委託」でございます。これも同じく指名競争の案件で、和田堀公園プール外2カ所の温水器、これの保守点検業務委託を出したものでございます。

お手元の入札経過調書に記載のとおり、区内業者5社を指名しまして、19年5月9日に入札を行いました。5社のうち1社辞退でございましたけども、1回目の入札で株式会社保谷というところが落札をしてございます。落札率が100%ということでございます。

委託の最後、全審議案件の最後ですが、「杉並区営高齢者住宅桃井みどりの里外1ヶ所の清掃業務請負」ということでございます。これも同じく指名競争入札の案件で、記載のとおり、桃井みどりの里外1ヶ所の施設の清掃業務を委託する案件でございました。

お手元の入札経過調書にありますとおり、区内業者10社を指名してございまして、3月1日入札を行って、1回目の入札で株式会社ジンダイといったところが落札をしてございます。

以上、大変駆け足でご説明させていただきましたけれども、14件の審議案件についてご説明を終了させていただきます。

よろしく申し上げます。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ審議事項も多いものですから、最初に資料1から7にかかわります入札・契約制度の改革、これについては、我々としては、いい、悪いではなくて、将来に向けて改善等があれば申し上げるということにとどまるわけですが、これにつきましてご質問なりご意見をまず最初にちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

では、先生方お考えの間に、予定価格を事後公表に19年度は変えられたということですが、事前公表から事後公表に変更した効果というのは何かわかるんでしょうかね。ちょっと比較のデータがないものですから、事後公表に変えられて、以前に比べて例えばこういう変化があったとか、入札参加者数であるとかあるいは落札比率等において何か差が見受けられたのでしょうか。お願いします。

○経理課長 はい。それでは、経理課長から説明します。

基本的に、予定価格を事前公表いたしますと、一般的に言われていることですが、業者は予定価格が目に見えてわかるわけですので、どうしても落札率が高止まりしてくるといった傾向がございます。私どもも、この改革のねらいは、一つは競争性を上げて落札率を下げたいこうという意図がありました。先ほど来ご説明したとおり、工事の場合

は、この2カ年の変化を見ても、落札率がやはり若干低下してございますので、従前3,000万以上でも予定価格は事前に出していたわけでございますが、事後公表に切りかえたことによって、やはり競争性というか、業者の積算の意欲というんでしょうかね、そういったものが増したというようなことは、私どもも内々では評価をしてございます。その結果が入札率の低下にもあらわれているのかな、というふうには思っております。

○山本会長 いえ、それはわかるのですが、具体的にデータとして提示がないものですから。そういうストーリーだろうなというのはわかりますが、変更による効果ですとか、区役所の内部でまとめられた資料があるのをございましょうか。ご説明では全体としての何か感じですよ。3,000万円で切って、工事の案件について比較されたようなデータをお持ちなのでしょうか。区民の方も、そういうことに関心が当然あると思いますが。

○経理課長 その部分だけということではありませんが、ちょうど資料の10ページに、工事の3カ年の入札の状況が書いてございます。前年度、18年度が94%ぐらいの落札率ですね。特に、価格帯的に3,000万以上は一般競争入札になりますので、94%が88%に下がっているといったようなところで、その前の年を見ますと94.52から94.38ということで本当に微減だったものがここで88%台までに落ちているということで、事後公表にした効果はこういったところでも見られるのではないかというふうには思っております。

○山本会長 件数的には、3,000万で切ると、どれぐらいの件数になるのですか。この一般競争入札の案件の内訳として。

○経理課長 3,000万以上の件数ですか。

○山本会長 ええ、238件のうち。件数というか、金額ベースぐらいで見た方がいいのですかね。あるいは、件数で見て、まあいずれでもいいかと思うのですが。そういうことで大体3,000万円で、金額ベースで言うと、大体何割ぐらいカバーするとか、そういうデータがあると、大体、委員の方々も、まあまあそんなものかというふうに納得しやすいと思うのですが、そういうデータをお持ちじゃないですか。大まかな数字で。

○経理課長 そうですね。今、工事で、ちょうど14ページでしょうかね。

○山本会長 はい。14ページ。

○経理課長 14ページに、工事のいろいろな落札の推移ということになってはいますけれども、ここに件数的なものがございます。例えば19年度で言いますと——そうか、でも、これは500万以上ですね。

○山本会長 そうですね。

○経理課長 ちょっと、3,000万台のデータというのは……。

○山本会長 いや、それで気になっていたのですが、最初から。

○経理課長 ちょっと今、手元には、すみません、ございませんけれども。

○山本会長 そうですか。今のストーリーが正しいと思いますがね。やっぱり、区民の方にご理解いただくとか、区議会での審議などもあるのですけれど、そういうふうにしてご説明された方がよりわかりやすいかなということで。改革は、これ、去年もちょっと議題になったと思うのですが、非常に結構なことだと私も思います。その改革の効果とかを数値的に提示したほうがよいと。それは、感想めいたもので。よろしくお願いします。

では、ほかの委員の方。どうぞ、吉川先生。

○吉川委員 私も、その事前と事後公表というのがどういう効果が出るのかというのは、ことし1回だからわからないのですが、将来に、例えば、じゃあ、3,000万以上を事後公表にしたときに、落札率もさりながら、参加者がそれによってふえるかもしれないですよ、もしかしたら。そういういろんな効果がこれから出てくるということを把握するのと、それから、もっと歴史をさかのぼると、もともとは事後公表をすると、いろんな事前情報をそれぞれが先輩や後輩やいろんなことを通じて、発注である行政から把握するということが別のいろんな問題があったというので、事前公表というのが、ずっと歴史をたどればあるわけですから、いわゆるそういう経緯があって事前公表にしたのが、また事後公表にいくという、そのいわば二重の変化を統一的に説明できるような説明がないと、なかなか長く見ている方々からすると、理解というか説得力がないし。あるいはまた、区民の立場からしても、公表するというふうな大きな流れで来るといふに普通は理解しているのが、公表をやめたということの本質が理解できず、変革の趣旨を区民に対して説得力があるようにするためには、いわば長い間の経過も含めて説明してあげた方がいいんじゃないかなという感想を持っています。

○山本会長 何か。

○経理課長 私ども、例えば事後公表、要するに事前に公表しないと、よく言われることには、業者から発注者側へのいろいろなアタックがあったりとか、不正が起こりやすい状況が出てくるとかということがあります。歴史的に見ると、今、委員がご指摘されたとおりの、改革につきましては、その目的があつていろいろ変えていくわけですが、確かにご指摘のとおり、そういった不正な動きがあつてはいけないということで、事後公表から事前公表に持っていった時期がいつときあったと思いますね。杉並はいち早くそういっ

た動きももちろんとっていったわけですが、やはり入札率の高止まりとか、競争性の低下だとか、あるいは業者の積算能力の低下だとか、予定価格を見れば、すぐ積算せずに応札ができるわけですので、そういったところを踏まえながら、やっぱり時代の状況を見ながら、いつときにとどまっていなくて、また事後公表を事前公表にしたけれども、一定の時期を見て、また金額を切って、また事後公表に切りかえて、その部分でまた効果を得ていくといったような、トータルで対区民には説明していくような必要性がやっぱりあると、今、委員のお言葉を聞いて、私もそういうふうに思います。

○山本委員 はい。

どうぞ、ご意見、ございましたら。

○奥委員 質問を。

○山本委員 質問でも何でも結構です。では、奥先生。

○奥委員 すみません。参考までに教えていただきたいのですが、資料5に登録業者数の表がございますが、入札参加条件についても、区内事業者と区外事業者、条件を分けて違う条件を設定している場合が多いようではございますけれども、登録要件としても、区内、区外の業者では違いを設けているのでしょうか。登録業者になるための要件が、ちょっと不勉強なもので、すみません。

○山本会長 では、説明をお願いします。

○経理課長 特に、区内業者、区外業者で、登録の時点では、差異はありません。

○奥委員 ないですか。

○山本会長 よろしいですか。

中村先生。

○中村委員 ちょっと、拝見していて思ったのですが、例えば、杉並区で河川の掃除とかは、今回再度公告とかになっていたんですね。例えば、じゃあ、隣の区の中野区とか、川なんかは隣接区に流れていますから、そういった他の地方自治体と合同でそのような業者を見つけて、杉並区の区分だけを杉並区が持つと、そういうような方法というのは今後考えられるのでしょうか。

○山本会長 お願いいたします。

○経理課長 なかなか難しいと思います。今後ということになると、全く考えられないということはないと思いますけど。大きなもので、他の自治体との共同プロジェクトみたいなことはあると思いますが、法令的にやはりそこそこはなかなか壁があるといったと

ころでございます。

○中村委員 ありがとうございます。

○山本会長 私、それ以外にちょっと気になることはありますけどね。全般的な改革として、工事の契約金額的に見ても、6割ぐらいにこの1年は減っていますよね。要するにボリュームとして、何かさっきの資料を拝見しますと。そうすると、区の——ちょっと物騒な話で、ちょっと表現はよくないかもしれないのですが、区のいわゆる登録業者数って、先ほど奥先生からご質問があったんですが、これはやっぱり減っているのですかね。かなり、契約金額が6割、要するに4割減っているわけですね、1年間で。区内の業者は、当然ほかの民間工事もあるし、あるいは都の工事とか、いろいろほかの工事があるにしても、多分同じぐらい減っているとすると、かなり影響は受けるかなということですが、これは直接契約とは関係ないのですが、その割には、ただ入札の参加者数は余り変動がないので。こちら辺はどういうふうに考えるべきなのだろうということですが。これは多分、別の課になるのかもしれませんが、経理課で把握されているのであれば、何か。

○経理課長 登録業者については、今、東京電子自治体共同運営という電子入札で参加登録をしまして、全体的には登録の数は増加をしていると思います。

○山本会長 増加をしているのですか。

○経理課長 はい。ただ、杉並の業者がどうかというところ、杉並に登録をしている業者がどうかというのがありますが、大体、去年が687件、ことしも682件ですね。ちょっと、若干減っていますね。委託については……。

○山本会長 いや、金額がね、金額が、10ページを見ると、物すごく減っているわけですよ。

○経理課長 10ページですか。前年度。

○山本会長 合計値がね。

○経理課長 はい。

○山本会長 ですから……。

○経理課長 そうですね。これは、その各年度で、大きな、学校の工事や発注があるとか、その年度の計画事業に左右されております。

○山本会長 そういうことですか。

○経理課長 予算規模が。

○山本会長 件数的には、そんなに減っていないですよ。

○経理課長 そうですね。やはり、年によっては、大規模工事が多く発注される年があったりとか、それがかなり縮小される年とか、そういったことがありますので、ちょっと予算規模によって、そのあたり、かなり年度による差が出てくると思います。

○山本会長 そうですか。それであればわからなくはないのですが、ただ、全般的に公共工事が減っている時期ではあるので、こんなものかなと思ってはいたんですけど、これはたまたまですか。

○経理課長 そうですね。これは18年度、19年度の予算規模との差ということですね。

○山本会長 2カ年で、たまたまこういうことが起こっていると。そうですか。わかりました。

その他、先生方。

○中村委員 後でも、話が出てくると思うのですが、契約担当者ですか、契約担当者が、あれは契約で決まっているんですか、区長さんとか副区長さんとか部長さんとか課長さんとか、4段階か、もっとあるのかもしれませんが、このことについて、事前に説明いただけますか、後の審議とも関連がしますので。金額で決まっているのか何か。ちょっとそこから辺が、理解が我々にはできなかつたと思うんですけどね。お願いします。

○経理課長 それでは、例えば、今、工事と委託をやりました。委託で言いますと各主管課課長契約というのがありますけども、委託で言うと、例えば50万円までは課長ができる。それから、50万円から3,000万円までは経理課長ができる。それから、3,000万円から9,000万円までは政策経営部長になる。それから、9,000万円から1億5,000万円までが副区長になる。1億5,000万円以上になると区長になります。それが物品、工事では若干金額の区切りがまた違ってきます。そういった価格帯によって契約担当者の名前が変わってくるという事情がございます。

○山本会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですかね。時間が余りましたら戻ることにして。実審議案件は1件1件、審議をやる必要がございますので。

それでは、とりあえず入札・契約制度の改革状況については、概況をお聞きして、我々としても、3,000万円以上の工事の事後公表については、さらに効果の検証等に努めていただきたいと、こういうことですね。

それでは、個別に1件1件、工事の方から審議をやっていきたいと思いますが、最初に「富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事」、これにつきまして、委員の皆様からご質問あ

あるいはご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。あるいは、ちょっと読んでわからないというところもあるかと思いますが、お願いいたします。

これは、3回でだめだった――何回までやるかというのは決まっていたのですかね、入札の回数というのは。これ、何で決まっていたか。契約規定ですか。

○経理課長 はい。19年6月6日の発注公告文を見ていただくと、裏面ですが、中ほど下あたりに入札回数というのを事前に規定しております。この場合は、3回までやりますよといったことでございます。それから、中には1回というものもあるのですけれども。

○山本会長 これは、どう、何回かするというのは、別に規定は、規定とって統一的に決まっているわけではなくて、個別に決めるわけですか。

○経理課長 そうですね。基本的には、個別に決めますけれども。

○山本会長 最大何回から何回まで。

○経理課長 3回までですね。

○山本会長 3回までになっているのですか。これは、ほかの区も同じですかね。昔は、よく、役所は5回とかやっていたようなこともあったような記憶もないわけじゃないですけど。3回ですか、大体東京都内は。3回……。

○経理課長 国からの通達等では、余り複数は繰り返すなということで、ちょっと他の自治体は何回まで今やっているか、そこまで出ていなくて。

○山本会長 お調べになっていない。少なくとも3回が杉並においては最大回数になっているので、3回でということですね。

○経理課長 はい。それで、予定価格を事前公表しているようなもの、例えば3件目がそうですけれども、高円寺南保育園。こういったものは1回しかやらないといったことで、もう事前に価格がわかってございますので。

○山本会長 なるほどね。ということらしいのですが、いかがでございましょうか。これで2回目もだめだったのですね。それで、随契にいったということですが。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 これ、最初の説明では、不調になったので業種を変えてやりましたよという、そういう説明でしたよね。

○経理課長 はい、そうです。

○吉川委員 そうした場合には、最初のときの業種の人、今度は次の場合の運動場施設となると、今度は参加できなくなるということですか。それとも、もっと広がって、前

の区分の業種もカバーするような広い範疇になったのか、そこが、中身を見るとちょっと一つずつ対応させていないので、瞬間的にはわからないのですが、もう全く別の人たちが入ってきたということになるのでしょうか。

○山本会長 運動場施設の格付を持っていけばいいわけですよ。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 だから、確かに、今、非常に重要なご指摘なので、最初の業者が全くゼロというのは、資格がなかったからなのか、あるいは資格があったのだけど参入しなかったのかということ、事実関係だけ、ちょっとご説明いただけますか。

○経理課長 はい。これは業種を全く変えていますので、1回目は、建築工事というところで、10社参加で争ったわけですが、2回目は全く業種を変えてございますので、運動場施設という業種に登録している業者さんだけがこちらに応札できるといったことで、そのダブリは前のものにプラスということではありません。

○山本会長 ただ、そうすると、前の建設会社はこの運動場施設の資格要件は持っていないということですか。持っていたかもしれないけど、要するに参入しなかったということですか。よくわからないわけですね。

○経理課長 ちょっと、個別にどうかはわかりませんが、例えば一つの会社が複数の登録業種を持っている場合もありますので、何でもできますよといったところがあればもちろんできますけれども、今回の場合は、先ほどちょっと説明しましたが、かなり雨水流出抑制対策工事というものが、建築的な工事もちろん半分ぐらいあるのですけれども、何ていうんでしょうかね、作業内容に占めます土木工事的なもの、運動場施設的なものが多いということで、それで競争性をより上げていこうというようなこともありまして、再広告にあたりましては、業種を変えて競争してその結果を見たいということで、業種を運動場施設に変えているということでございます。

○吉川委員 いいですか。だから、そこがすごく奇妙に思えるのは、仕事を、もともと区としては、こういう仕事をやってほしいよというのに、1回ぐらいこういう業者さんで、このグループをやってみて、2回目は別のグループでやるというのは、もともとのやってほしい仕事は、区からすると同じ仕事なのに、受ける方が全く別だというのはすごく奇妙に思えるのです。それで、結果的には、金額はともかくとして、結果は仕事をやってもらいましたよというのは、何か業者の方がおかしいのか、仕様の方がおかしいのか、どちらかがおかしいというような印象を受けるのです。

○山本会長 それはむしろ、これは発注課の方かな。これは経理課も関係あるのかもしれませんが。参加条件は、もともとそうであれば、最初からそういうことはわかっていたのではないかというご意見は当然出るかと思うんですが、それはどういうふうにお考えですか。

○経理課長 これは、実は、先ほどちょっと言葉が足りなかったのですが、雨水流出抑制対策工事ということで、いわゆる学校の校庭の中に雨水抑制のための升というんでしょうかね、そういったものを建築工事的に埋め込んでいくと。そしてまた埋め戻しをして、整地をして、またグラウンドとして使えるようにするという工事ですけれども、ちょうどその工事の仕様が、半分は建築的な要素があるのですが、半分は土木工事あるいは運動場施設というようなそういった工事があって、非常に、何ていうんでしょうかね、半ば、相、半分半分ぐらいの要素がございます。

それで、当初は建築的要素がやはり大きいだろうということで、第1回目の発注はしたのですが、そこで落ちなかったということで、やはり同じく同等、半分ぐらいの要素を占める土木関係の運動場施設というところで競争したらどうかということで、非常に、この仕様自体が悩ましいというか、案件的にどっちか一色になるというようなものではないというような性質がこの雨水流出対策の工事についてはあるのですね。そういったところで、私どもは二度目についてはこれにして、これ、最近やっているのは、最初から——これを機に、ことしなんかもこういった案件があるんですけれども、それ以降は運動場施設で、私どもは最初から発注をするように改めてございます。

○山本会長 ということは、少し学習された、生かされてということですね。

この案件について、ご意見、ほかの。よろしいですか。

奥先生。

○奥委員 業者は、もう一つに特定しないといけないわけですね、こういった複合的な内容を持つ工事であっても。

○経理課長 そうですね。できれば一つに区切りたいということで、今回。また新たな業種での競争を見たいということで、混合にはせずに、運動場施設だけにしたということです。

○奥委員 でも、混合にすることも可能なのですね。

○山本会長 二つですか。「かつ」であれば、一番問題はないでしょうね。「かつ」はできないということではないのですよね。

○経理課長 共同体的には、そういったことはできると思います。

○吉川委員 単体はどうですか。

○経理課長 単体はだめです。

○山本会長 二つ、もともと。二つ、でも、持っていればいいわけでしょう、要件を。資格を。発注要件としては、一つだから指定はできないのですか。例えば、申請業種としては、1個以上はできないのですか。

○契約担当係長 工事の場合に、発注業者は1業種しかできません。

○山本会長 それはでも、かなり問題があるかもしれないですね。制度全般としてね。それは積み上げ論ではないかと、まさしく談合の温床じゃないかという、保護政策ではないかという、強いご意見が出るおそれはないのかな。

○経理課長 J V発注にすると、単体じゃなくて、そういったことは可能になる。

○山本会長 ジョイント・ベンチャーにしないといけないということですか。しかし、そこら辺は、確かに。これは、我々がこうやれというのは、ここは入札監視ですからね、意見は言うだけですが。やや、工夫の余地はあるような気がしましたけどね。まあ、これ以上は、ここは入札監視ですからやりませんが。そこら辺は、もう少し入札制度の改革として、杉並あたりだと、もう一步踏み出せるような余地は、私はあるような気がします。奥先生も多分同じご意見だと思います。そういう印象は受けましたが。ここは入札監視の仕事ですから、それ以上は言わないでおきます。

これはとりあえず適正であったということによろしいですか、この件については。

(了承)

○山本会長 では、続きまして、次の「杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災関連施設昇降機設備工事」。これについてはいかがですか。

○中村委員 ちょっと、私、これを拝見して、制度的なことをお尋ねしたかったのですが、業者数が2社とあって、非常に少なくなっておりますけれども、一般競争入札で、何社以上という、以下はやらないとか、規定はないのでしょうか。

○山本会長 たしか1社でも入札執行できたのではないかな。

○経理課長 はい。実は、昨年度、そういった問題がこの場でもあったかもしれません。一般競争入札の場合は、広く公告をして、どういう業者さんでも入れるという状況がありますので、応札以前、参加申し込み以前に一定の競争は成り立っている、自由意思で参加をしない判断もしているということで、判例等によりますと1社でも入札は成り立つとい

うことで、何社以上じゃないと、というようなことはありません。ただし、杉並区では、競争性の確保を具現化するため、履行の確保が保証される範囲で、2社以上での入札実施を原則としています。

○中村委員 ありがとうございます。

あと、この公告の期間というのは、大体全部の案件は決まっているのですか。何カ月前から、発表するというものは。

○山本会長 これは規定で決まっているのですか。公告、最初、最低何日とか決まっているのではないのでしょうか。決まっていないの。

○経理課長 ちょっと今、詳細をつかんでいなくて申しわけないです。建設業法で、それはルール化されていると決まっているということです。15日以上ですね。

○山本会長 そうでしょうね。そうでないと、入札の積算をやる日数とかが必要でしょうし。

○中村委員 ありがとうございます。

○山本会長 この件について、吉川委員。

○吉川委員 参加者が少なかったのは、背景をどう考えておられるか伺いたい。参加資格、つまり、条件付きの条件がいろいろあったんですが、どの辺が一番ハードルとなったのか、あるいはそれは、条件がそのハードルになったということじゃなくて、たまたまこうだったのか。結果、落札率が80だということは、ほかにもっとあっても80ぐらいという考え方もできるのだけれども、ともかくもうちょっと、これだけの金額の仕事ならば、もう少し数はあってもよさそうだなという感じがするので。何が一番ハードルになったのでしょうかね、もしこれにひっかかっちゃったところがあるとすれば。

○山本会長 これは確たることは言えないと思いますが、感想的なことでもお願いします。

○経理課長 そうですね、感想的なことになりますが、私ども、今、入札の参加資格条件6番で、エレベーターの格付、35番以内ということですので、35社はあるわけですが、その中で、もちろん指名停止になっているとか、その他の資格条件で合わないとかあるかもしれませんが、感想的に言うと、私ども、少しでも多い業者さんが参加していただければ、それだけ競争性が増しますので、もう少し入ってきていただきたかったのはありますけれども、やはりそれぞれのエレベーター業界のそのときの手持ち工事の状況であるとか、あるいは社会情勢なんかもあるかもしれませんが、そういったところで、今回、残念な結果と言っては変ですけれども、2社しか結果的に応札がなかったといったふ

うに思っています。

○山本会長 はい。

この件につきまして、奥委員、何かありますか。

○奥委員 この登録業者数、エレベーターで登録している業者、区外の業者に限られていますけど、34社しかないわけですね。そのうちの東京電子自治体共同格付35番以内を有する業者というのは何社ぐらいあったのでしょうか。

○経理課長 31社。すみません、ちょっと細かなところですけど、この発注公告の概要のところ、一番上の乗用兼車いす用エレベーターが直角2方向というのがありますけれども、よく、駅なんかですと、両方に出口がついているのがあると思うのですが、これはそうじゃなくて、直角2方向でついているというもので、これはちょっと特殊なエレベーターで、いろんなところで話題にもなったものなんですけれども、これについて、少し業者は特殊な加工が必要だということで敬遠をされたというのも、少し、推測ですけど、あるかもしれません。

○山本会長 そうでしょうね。

はい。では、これにつきましても、入札については適正であったということだと思います。

(了承)

○山本会長 それでは、次の案件の「済美養護学校給食室増築改修工事」。再度、再々度があるやつですけど、これにつきまして、これはなかなか複雑ですが、ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。

これはかなり複雑ですね。これは入札がたびたびあったということもあるのですが、期間が短くなったので、結果論としては、2回目か何かの向こうの入札価格よりも高い価格で、結果としては契約せざるを得なかったという点は、少しつらいところがあるのですが、しょうがないですね、これは結果論ですから。というところが気にはなりましたが、手続的にはこうなるのだと思いますが。ご質問なりご意見、どうぞ。

○吉川委員 これも、そんなに、私も自信を持って言えるわけではないのですが、2回目を、先ほど予定価格を積算したら、ほんの少ししか金額は変わらないでやりましたよね。そうすると、しかもこれ、事前公表していないから、1回目の業者さんは、もともともう3回目やっているときに、残った人がまた出てきただけということで。ということは、最初に2回目ぐらいでおりちゃった方は——2回目というのは最初の入札のときにおりた方は、

次のラウンドのときには、これはもう最初から乗れないよという、そんな感じになったのですかね。つまり、何が2回目に、最初からおりちゃった方々は、全然もう乗るような、2回目の公告のときにはなかったのでしょうかという、その辺の感想・印象があるのですよね。相手はわからないわけでしょう。

○経理課長 そうですね。これもちょっと感想の域を出ませんけれども、やはり、委員おっしゃったとおり、当初1回目の入札のときには9社が応札しているわけですが、2回目で辞退がふえてきて、3回目はさらに辞退が出たということで、やはり多角的に、この価格で無理であれば再度公告に応じても落札できないだろうという心理のもとに、残った2社だけが2回目応札してきたということだと思います。

○山本会長 どうですか、これにつきましては。この増額分の算定は正しかったのだと思うんですけども、もう一度ちょっと、どうやって予定価格を定められたのか教えていただけますか。増額の理由はわかったのですが、具体的な。

○経理課長 具体的には、施設の所管は教育委員会になりますけれども、営繕課で設計をしております。1回目から2回目の金額が、大体80万弱ぐらい上げていますけど、これは基本になるもろもろの設計単価の見直し、時期的なものもありましたし、少しもともとの設計単価がこのタイムラグの間で上がってきたといったものがあるって、その分を見直して80万ほど上げたということがございます。本来でしたら、そこで二度目の公告のときあるいは二度目の開札のときにどこかが落としてくれるという期待でやったわけですが、さらにそこで不調になったということで、2回目については、先ほど申し上げたとおり、給食室の改修ですので、工事の完了をすべき時期が決まっておりますので、だんだん工期が、1カ月、2カ月と短くなっていく中で、工期を短縮しますので、どうしてもその分、人員をふやさなければいけないといったようなことで、人員増に見合うような経費を上乗せしないと行けないと、230万ほど、その次は乗せてございます。そういった営繕課の方の設計の考え方で、こういった金額の見直しをしたといった経過がございます。

○山本会長 それは、業者がお出しになった積算内訳書においても大体そういうふうになって、対応しているわけですね。その人員増という、ちょっと気になるのは。

○経理課長 最終的には、とった業者が積算内訳を出していると思いますけども、基本的には、特に大きなのは工期の短縮ですよ。その部分で同じ内容の工事を施工しなくちゃいけないということですので、当然、人員を増やして、一期に多工種を行うところで、人件費見合いのものが出てきていると思います。

○山本会長 多分、それでいいのだと思いますが。わかったような、わからないようなところがありますよね。やるべき工事としては同じなのだから。

○吉川委員 これ、工期は、どのぐらい短くなったのでしたっけ。2回目のときも、それなりに短くなっているのでしょうか。

○経理課長 そうです。もともと工期が2月29日ということで、2月の末まででございました。最初の入札は、7月の本当に頭でしたので、最終の入札が、一応、8月の、一月ぐらいですかね、一月以上短くなってしまったといったことがございます。

○山本会長 はい。ここは入札の監視だから、積算についてのチェックは、し切れないと思いますが。一概にただ期間が短くなったからコストが上がるとは言えない側面もありますので、議会あたりで議論されたのだと思いますが、それは正当な理由があるというふうには、具体的にご説明された方がいいかと思いますがね。

○経理課長 すみません。ちょっと補足させていただくと、時期的に夏休みを挟みますけれども、やはり子供がいない時期にしかできない施工内容のもの、かなりの音があるとか、壁を壊したりとかというのがあるということで、そういったところがやはりちょっと影響が出て、最終的な金額の見直しにも大分影響が出ているといった事情がございます。

○山本会長 ええ。まあ、そうだと思いますけど。議会あたりでまた議論になったときには、もう少し具体的にご説明をなさることを期待したいと思います。

では、とりあえず、これは手続的には問題ないということで処理をさせていただきたいと思います。

(了承)

○山本会長 したがって、3番、4番が終わりまして、5番目の「杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事」ですか。この案件につきましてご審議をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。これはいわゆる低入札というわけではないのですが、低入札の調査基準価格を下回ったということです。先ほど、たしかご説明で、現金取引だから安くなるとか何か、ご説明がありましたよね。たしか、そうじゃなかったでしょうか。

○経理課長 そのように説明をいたしました。

○山本会長 ただ、これはほかの工事の案件とも関連あるのですが、これは前払い金とか部分払いがあると書いていますが、4割ぐらい払うのですか、先に。今、どうなっているのですか、杉並区の場合は。これの前払い金というのは何割ぐらいを払うのですか、規定上。

○経理課長 前払金は、取扱要綱がありまして、4割ですね。

○山本会長 そうすると、僕はよくわからなかったのですが、前払い金をもらうならば、現金、この相手方との取引がどうなっているかわかりませんが、キャッシュとしては事前にもらうんだから、現金取引、ほかのいろんなことをされていますから、ほかの資金の融通とかがあってできないのかもしれませんが、それはそんなにきいてくるもんなんでしょうかね、この価格の。

○経理課長 そうですね。これ、実は、低入は、調査をいたしまして、審査会をして、事情を聴取しているのですけれども、やはり実際には資材調達というのを早めにやるということで、手形決済を利用する場合と現金決済の場合とでは価格差があるというような実情はあるようです。前払いの制度を使っても、やはり一定時期にならないと、それは出ませんので。

○山本会長 でも、それは業者との関係において、現金で払うけどちょっと待ってくれと言えば、同じことじゃないのですか。相手方との関係ですから、取引会社の。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 と思いますけどね、商売ですから。業者と業者との契約ですから。わからんわけではないと思いますけど、ご説明としては。

ご意見。では、奥先生。

○奥委員 一番最初は、この発注方法、J V発注で出して、2回目は単体発注に変えられているわけですが、最初に J V発注とした理由はどういう理由でしょうか。

○山本会長 お願いいたします。

○経理課長 私ども競争入札実施要綱というものがあるのですけれども、それに基づいてなんです、この場合は電気工事ですけれども、電気工事の場合は、1億円以上の価格帯のものは、基本的に J V発注を原則とするというようなことになってございます。

○山本会長 それが後ではなくなったというのはどういうことなのですか、2回目は。

○経理課長 はい。原則は原則でございますけれども、最初に応札があったのが、ごらんとおり、4 J Vありましたけれども、2回目はもう、三つが辞退ということで、やはり2回目の発注公告を出すに当たって、より競争性というか、参加業者をやはり増やさないと競争性が確保されないのではないかとといったことで、単体発注に変えてきたといったことがございます。

○山本会長 これは、そうすると、もともと単体でも十分できるということだったわけで

すね。

○経理課長 はい、そのとおりでございます。

○山本会長 ただ、金額が、要するに超えているからということですね。ということですが。

吉川委員。

○吉川委員 ちょっと、私は、そうすると、JV発注から単体発注にするというのは、それほど何か物差しの、あんまり、今のお話を聞いていて、大きな質的な違いを感じなかったのですが、どうして、じゃあ、JV発注にしなくちゃならなかったんですか、最初は。

○経理課長 基本的には、基本になるルールというか、競争入札実施要綱の規定に基づいて1億円を超えているということでやったわけですが。もう一つに、JVは区内の中小の企業がございすけども、一つには、大手と、中小はそのままですと高額な工事に参加できませんが、JVにしてあげると、また中小も大企業とつきながら、区内の事業者も参入の機会がふえてくるといったようなことで、そういった意図もありまして、当初はJV発注にしたといったこともございます。

○吉川委員 それはわかる。要は、区内産業の育成みたいな、そういう観点があるわけですね。それで、うまく落ちなかったから、じゃあ、今度は単体でいいという場合には、その今の基準は、特に何もなしに、ですから、政策的な意図というのは、外してもすぐに構わないよと、こういう読み方をすればいいんですか、単体発注にするとき。つまり、それは区内育成という観点を、いわばおろしたわけですね、言うなれば、解釈すれば。

○経理課長 これは、実は発注公告を出す前に、金額によって、私ども、今、1号委員会というように通称で呼んでいますけど、入札参加資格を決める委員会を、この場合ですと副区長を筆頭にしてやるわけですが、その際に、十分審議しながら、原則は原則ですが、次回2回目の再度公告についてどうするかといった審議の中で、単体発注にしていすべきだということで、その中で決定したものでございます。

○吉川委員 さらに、もうちょっと、その単体のところに出てきているのは、JVのところは大体出てきているのですが、その八洲電業さんというのは、JVのときは全然、これはどこにもかかわっていなかったとか、どうして出てきていなかったんですかね、單純的に。

○経理課長 八洲電業さん、これ、東京支店になっていますけども、もともと、たしか埼玉県の方で、かなり学校の電気工事に実績があるということで、当初、JVでは組む相手

がもちろんなかったのだと思いますけれども、単体になった際には、私ども低入調査のときにもそういう意向を確認していますが、都心部への進出を図っていきたいというようなことで、八洲電業社が出てきたといったような事情があると思います。

○山本会長 ということ。

○吉川委員 そういう意味では、会社として、本当のところは、一種の進出を図るという意味で、一種の出血サービス的な、そういう要素があるのかもしれない。

○山本会長 そうですね。あったかもしれない。それはわからないですね。それもあったかもしれませんが。しかし、いずれにしても、これは、この当時、工事もされて、特にその後問題も起こっていないわけでしょうね。

○経理課長 はい。低入ですので、検査体制も普通のものよりも手厚くしております、特段大きな支障があるというよりも、むしろ適正な履行がその後されているといったことで報告を受けています。

○山本会長 はい。

では、これは、そういうことで、手続的に問題はなかったということにしたいと思いません。

(了承)

○山本会長 それでは、6番目の「中瀬中学校給食用リフト取替工事」。これにつきまして、いかがでございましょうか。

選定された委員のどなたかのお考えのあらうと思いますが、これは、やや金額的に、75%程度ですか。これは予定価格が高かったというよりも、これは少し——そうか、それほど差はないのですか。どこら辺でこのギャップがあったのですかね、予定価格の積算と要するに、予定価格自体の見直しをすべき余地があるのか、あるいはまた、先ほどと同じような理由で、大成エレベータが、かなり思い切ったコスト削減の対策等があったのか、ここら辺の原因は、特に、低入札のラインでもないのに、特に詮索はされていないと、こういうことですか。

○経理課長 はい。もちろんそのとおりでございますが、例えば落札業者が、特段こういったところに利点があつて価格を部分的に下げたとか、そういったことではなくて、やはりこれは、全般的にうちの積算と比べると2割ちょっと下がっているといったことで、あくまで競争の結果ということですか、私どもはつかんでございません。

○山本会長 いかがでございましょうか。

特に問題ないようですので、では、これも適正だったということにしたいと思います。

(了承)

○山本会長 それでは、7番目の「橋梁維持工事」ですか、これにつきましてはいかがでございましょうか。

これはすべて杉並の業者ですね。非常にこれは、金額的に1,000円の違いのラインで並んでいるという意味においては、やや気持ちがよくないところもございしますが、いかがでございましょうか。

これ、辞退される場合、特に理由をつける必要はないわけですね。辞退は全く任意でよろしいわけですか。辞退する場合というのは、理由が何か。特になくてもいいわけですね。

○経理課長 基本的には、辞退理由という欄がありますので書いてくる場合がありますけれども、特段それを必需条件としているわけじゃないということですので、こちらからは聞かないこと、聞いてはいけないことにしています。

○山本会長 そうですか。

○吉川委員 ここの入札に参加しないで、その前に辞退したということは、説明会ぐらいまでは来ていたということですかね。

○経理課長 はい。現在、現説、現場説明会はやってございません。電子入札ですので。

○吉川委員 なるほど。

○山本会長 これは、ただ、いずれにしても、予定価格が公表されている案件ですよ。

○経理課長 そうです。

○山本会長 だから、予定価格に張りついているということだとは思いますが、それにしても、まあ、というのはありますけれど。理解できないわけではないということですか。よろしいですか。それ以上の、多分、詮索は不可能ですが。

はい。では、これも適正であったということにしたいと思います。

(了承)

○山本会長 それで、一応、これで工事が終わりますして、次からは委託の案件に移りたいと思いますが、「和田堀公園プール外2所運営業務委託」、これにつきましてはいかがでございましょうか。これは、2回目で1社しか残らなかったから、3回はできなかったということでしょうかね。いかがでございましょうか。よく問題になるプールの警備等もあるようですけれども。

このオーチャーという会社は、そういうスポーツ関係の何か管理業務といたしまししょうか、

そういう関係の業者ですか。よくわからないのですが。これは業種としては何になるのですか、業種区分は。

○経理課長 業種は、警備・受付等です。

○山本会長 警備・受付等だから、一番、幅が広いわけですね。

○経理課長 はい。

○山本会長 ここは、もうちょっと細かくしてもいいような気もしますが。

○経理課長 その中には、取扱品目としてプール管理ができるところということで。

○山本会長 「等」が書いてあるわけですね。プール管理登録と書いてありますね。

○吉川委員 私は、ちょっと質問ですがね。こういう業務委託というのは、先ほどの工事との大きな違いは、どっちかという、人件費的な要素が多いのだろうなという想像がつきます。そうしたときに、価格差というのは、それぞれの7社が、多分想像するに、人件費のそれぞれ違いが出てきているということだろうなと思うんですが。そうすると、これもちょっとお伺いしたいことは、どういうところでこういう差が出てきているのかということが一つの疑問。これもごらんになっていたときの感想でいいのですが。もう一つは、じゃあ、それを今度は、減価交渉の段階にきたときには、減価交渉の対象とする費目を何にして交渉することになるのでしょうか。

○山本会長 はい。では、お願いします。価格の、労働基準法上の問題ですね。労賃をどう見るかということですね。張りつけ人員は決まっているようですからね。

○経理課長 最大は80人とか、責任者何人というのは、決まっていますので。

○山本会長 単価ですね、それは。

○経理課長 あくまで、企業内努力といたら不明確ですけども、うちはこれだけの人件費でこういう人材を確保できるといったところの違いしか、やはり、前半の方はちょっと言えないのかなと。

○山本会長 ただ、最低賃金を割るとか、そういうことはまずいですよね。

○経理課長 それはもちろんできないですね。

○山本会長 だから、そういうチェックはされているのでしょうかという、多分質問だと思っただけですね。

○経理課長 後段の方の減価交渉につきましては、私どもも予定価格というものを持っていますので、どのぐらい、とにかくストレートに、どれだけ下げてほしいとか、下がりますかといったことで交渉、まさしく読んで字のごとく減価交渉させていただいて、それで

予定価格内で、これでできないかどうかといったようなことで、交渉をしていくといったことをございます。

○山本会長 ここにもう書いていますね。でも、「総括及び人件費を含む費目別内訳を提出」するというわけですから。これでチェックはできるはずですよ。

○経理課長 そうですね。はい。

○山本会長 何人日というのが多分、人日か時間で、単価金額が決まってくると思いますが。

○経理課長 落札じゃなくて、契約を締結したときに……。

○山本会長 出るのですが、減価交渉のときにも、当然それは、向こうがそれなりにやり合わなきゃいかんわけでしょう。

○経理課長 減価交渉時には、こういった積算内訳がありますということではなくて、やはり総額としての交渉。

○山本会長 そうすると、後で積算内訳書をチェックするから、契約後に、そういう違法的な事態にならないかは、こっちでチェックするという、こういうことですか。

○経理課長 それは、はい、事後的にはチェックしているということをございます。

○山本会長 実質的には、アルバイトを使ったりしているのでしょうか。これは、奥先生がちゃんと押さえている民間事業化提案制度のことですので、それはそちらの方でまた頑張ってください。

では、これはよろしいですか。手続的にはそういうことで。

(了承)

○山本会長 では、続きまして、9番目の「杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等建物総合管理業務請負」ですか、これにつきましては、1回だけですかね。1回だけでなっているようですが、いかがでございましょうか。

気になるのは、15、16、17番目の協和産業以下の最低制限未満ということは、これ、物すごく安かったということですよ、最低制限未満というのは。

○経理課長 はい。そのとおりでございます。

○山本会長 これは、でも、最低——あ、そうか、最低制限はやっぱり超えないと、低価格の調査対象にもならないということですね。自動的に失効するということ。

○経理課長 はい。低入札の調査制度というのは、実は工事についてのものをございます。

○山本会長 工事だけだったのですか。これは、じゃあ、最低制限は、この場合幾らだっ

たのですか。その情報がちょっとないので、我々判断できないのですが。去年も何か同じような議論をしたような気は。おかしいじゃないかと。たしか、工事だけやっていて、委託にないのはけしからんじゃないかという議論をしたのが、今、記憶に。

○経理課長 最低制限価格は、先ほどちょっと、工事のところでもご説明しましたが、8割から3分の2というところで、実はこれは非公表で、案件ごとに……。

○山本会長 それは聞いています。そうですけど、そういう議論をしましたよね、去年もたしか。ただ、さっきと同じように、工事と同じように、委託業務だって個別にチェックして、十分執行が可能な体制と認められたら、自動的に排除する必要がないのではかという議論はあり得るので、そこら辺はまだ、今後、議論があるところでしょうねというぐらいで、多分、去年のこの委員会は終わったと記憶していますね。たしか、去年もこういう議論をしたのですよ。それで、今。

どうぞ。

○吉川委員 これ、あと、さっきご説明の中では、予定価格事前公表にしたというご説明の部分ですよ、これは。

○経理課長 はい、そのとおりです。

○吉川委員 そうすると、その結果が何か出ているというのは、どの辺で読んだらよろしいのでしょうか。それまでは事前公表をしていなかったような業務内容を今回やっている。その結果がどこに出ているか。

○経理課長 そうですね。結果がどこに出ているかはなかなか難しいのですが、私ども事前公表にしたのは、この建物清掃委託の中で、1,000万以上のものですけども、区できちとした積算基準を持っているものは事前公表するといったことで、この場合、発注公告に三千二百何がしといったものが出ていますけれども、この中で、業者からすると、ですからこれが一つの目途として、競争性が高ければ高いほどここから離れた数字が入ってくるといったことで、この場合は70%ということで、アクト・ツーワンが、かなり競った結果、落札したと認識してございます。

○山本会長 しかし、最低制限は機密だと思いますが、ただ最低制限をどう決めるかによって、場合によっては15から17の業者が浮かび上がってくるということもあり得るわけですからね。ですから、最低制限の決め方等が、こういう業務、いろいろデータベースがあると思いますが、今後改善される余地はあると思いますけどね。この契約が、いい、悪いという議論ではないのですけれども。よろしいですか。よろしいというわけではない……。

○吉川委員 ここから、業者さんが次回以降のこの案件の最低制限価格を推定することができますよね。

○経理課長 それはありますね。

○山本会長 それはあり得ますね。ちょっと時間が残りましたらこの議論をしたいと思いますが、とりあえず、じゃあ、これはいいということにして。

それでは、次に、10番目の「杉並区みどりの実態調査委託」。これにつきましてはいかがでしょうか。

○奥委員 すみません。よろしいですか。こちらは、事前にいただいていたこの一覧表、こちらを拝見しますと、みどりの実態調査委託については不落随契で国際航業というふうを書いてあったのですが、きょうご説明いただいた資料ですと、何か特段問題ないような状態ですが、どうですか。

○経理課長 これは事前にお配りしたものが間違いでございます。すみません。

○山本会長 そうですか。

○奥委員 間違いですか。私、これを書いてあったので、ピックアップしたのですけれども。

○山本会長 多分そうでしょうね。

○経理課長 申しわけございませんでした。これは、資料の多分一番下の行で、21番のところだと思うのですけれども。これは、すみません、ちょっと資料の誤りで、大変、奥委員に申しわけなかったのですけれども、国際航業はもちろん合っているのですけれども、これは不落随契じゃなくて、1回目の競争で落ちております。

○奥委員 そうですね。

○山本会長 そういうことだと、問題がもともと少なかった感じはしますが。

○奥委員 はい。

○山本会長 よろしゅうございましょうか。

(了承)

○山本会長 では、次の11番目の「杉並区立小中学校教室用パソコン機器賃貸借」。これにつきましては、長期継続契約、これは何年ですかね。

○経理課長 これは4年でございます。

○山本会長 4年間ですね。

○経理課長 4年でございます。

○山本会長 長期でやるとかなり安くなったというのは、一時ブームになりましたが、いかがでしょうか。

○中村委員 よろしいですか、すみません。私は、委託入札結果一覧表で、22番という方を選んだのですが、これとちょっと違うところを、ちょっと知りたいと思ひまして、ちょっとお尋ねしたかったのですが、そちらは95%となっていると。今回の場合は、この物件に関しては49.9%と、似たようなものがこれだけ随分差があるなということで、ちょっとお尋ねしたいのですが、この内容ですよね。内容は、例えばもっと23番なんかのものとか一緒にすれば、もっと効率的にできるのかとか、そういうものはどういうことになっているのでしょうか。

○山本会長 どういう単位で契約をされているかということですね。

○中村委員 そうです。そういうことです。

○山本会長 では、お答えください。何でこういうふうな契約締結をしたかとかということですが。

68校、全部で68。そうすると、これ以外の学校があるということですね。68校。

○中村委員 私は、これ選んでいないのでわからないのですが。

○山本会長 そういうことですね、多分。もう一件、似たような同種の委託契約があるらしいのですが、どうしてこういう区分をされたのかということですが。

○経理課長 すみません。ちょっと今、担当の者から。

○山本会長 はい。どなたか。どなたでも結構です。

○契約担当係長 パソコンについては、この一覧で3件あったかと思うのですが、小中学校教室用パソコンというのと、中学校コンピューター機器、これもパソコンなんです、それと学校校務用のパソコンというのと、19年度3件やっております。これ、内容がそれぞれ違ひまして、校務用というのは学校の先生が使うパソコンです。小中学校教室用パソコンというのは、1校20台ぐらいですが、授業で先生が何台か使って、インターネットを使って見せて使うと、そういう仕様になっているパソコンです。中学校コンピューター機器パソコンというのは、コンピューター室がありまして、そちらの方に、教室に設置するパソコンになっています。そういった形で仕様が全く違うので、それぞれ別々に分けて入札を行っております。

○山本会長 はい。そういうことらしいのですが。

○中村委員 そうしますと、業者も全然違うのですか。

○経理課長 落札業者。

○山本会長 いやいや、可能な業者ということだと思います。

○経理課長 取扱の業者については、営業種目等については同じですね。

○山本会長 はい。

○中村委員 一括にした方が、逆に効率的な競争入札ができるとか、そういうことにはならないでしょうか。

○経理課長 確かに一面ではそういったご指摘もあるかもしれませんが、やはり先ほど申し上げていた、仕様が違ったりとか時期的な問題があったりとかいったことで、今回、本案件を含めて三つに分かれているといったのが実情でございます。

○山本会長 これ、時期が3月1日からというのがよくわからないのですけれど。それは、何か理由があるのですか。そのリースの期間が、4月1日からだったらよくわかるのですが、1カ月は、何か理由があるのでしょうか。期間が一月、どちらもずれ込んでいますよね、スタートも。授業とかの関係から言うと、むしろ……。

○企画課長 前職がその所管担当だったもので。

リースの月決めの契約という中で、この小中学校へのパソコンの導入については、計画上、もう一年前の18年から、できるだけ速やかに導入していこうというところではございました。学校にパソコンを導入していく中でさまざまな課題がある中で、とにかく導入できるものから順次入れていこうと。おっしゃるとおり、まとめて契約していった方が、そういうスケールメリットが出てくる可能性はございますが、契約案件としてまとめることを待っていると導入がかなり遅れてしまうという中で、できるものから順次導入したと、そういう経過がございます。

3月となっておりますのも、本来は、たしか10月ぐらいから契約にしていこうという、当初は計画でしたが、諸般の状況の中で、3月まで、1カ月という形になりますけれども、そんな経過があるということでございます。

○山本会長 はい。承知いたしました。ということで、やむを得ないというような感じではありますが、よろしいですか。

(了承)

○山本会長 では、それでは次に、12番の「冷却塔設備保守委託」。これにつきましてはいかがでございましょうか。

これは入札見積もり、これでいいのか。これ、ちょっと違いますよね。和田堀公園のや

つと、様式が。これは、こういう、抜けているのですか。保守委託か業務委託で様式が違うのですかな。

○経理課 帳票の違いについてですけれども、右側の和田堀の方は電子入札で、ことしの4月からは全件電子入札でありましたので、東京電子自治体共同運営の方の書式になっています。

○山本会長 なるほど。

○経理課 左側の方は、年度当初契約で3月にやっているものですから、杉並独自でやっていたときの書式ということで、今現在は、全部、右側の書式に変わってございます。

○経理課長 今は和田堀公園の形ですね。それになっています。時期的な違いでございませぬ。

○山本会長 はい。では、あわせて審議をお願いいたします。どうぞ。

○奥委員 すみません。これも一覧表と違いますか。一覧表、46番ですよ。落札率100%になっていますけど、一覧表の方は。

○山本会長 これはデータがまた、どうですかね、違いますか。

○経理課長 間違いはないと思います。72万4,500円が予定価格で、これは落札率100%で落とされてしまったといった、結果的にそういった案件でございませぬ。

○山本会長 とりあえず、これは予定価格非公表のはずですからね。なかなか珍しいことが起こったというほかないということですかね。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 非公表でしょうね、多分。非公表ですよ。

○経理課長 そうですね。事前公表ではありませんので。

○山本会長 ないですね、ですよ。ですから、それで多分、何人かの委員が選ばれたのだと思いますが。

○経理課長 これは、主管課が私ども経理課になるのですけれども、庁舎管理をしておりますので、自分のところの積算で出したということじゃなくて、業者見積もりを数社しております。この数社の見積もりを参考に予定価格を設定しておりますので。

○山本会長 その議論もありましたね。何社かでとっているのですが、何社だったのですかね。何か2社が多かったと……。

○経理課長 見積もりは複数とって。金額によりませぬけれども。金額によりませぬ、2社から5社程度です。

○山本会長 ですよ。もっととったらどうかという議論を、これは去年かおとしやりましたよね、たしか。これもペンディングの、改善としてはペンディングの事例。これも特殊なものです。やっぱり、この冷却塔設備保守というのは。

○経理課長 いえ。これは、むしろ、どこにでもあるような、屋上にある冷却塔です。

○山本会長 ですよ。であれば、これ、しかも毎年おやりになることですよ。

○経理課長 はい、そのとおりです。

○山本会長 そうですか。そうすると、毎年、値段は少しずつ下がってきているわけですか、毎年度。

○経理課長 ちょっと、今、その、前年、前々年がちょっとないのですけれども。

○山本会長 非常に興味を持っていますけれども。このとおりですから、これで問題ないとは言いようがないのですが。なるほどね。では、この冷却塔保守点検の方も、これはよろしいですかね。

○吉川委員 保守点検も、これ、100%だったのですか。だから、出てきたのですか。

○山本会長 これも100%に近かったじゃないかと。いやいや、業務委託ですね。

○吉川委員 そうです。

○山本会長 これも近かったじゃないでしょうかね。どうだったですかね。

○経理課長 次の案件ですか。

○山本会長 はい。

○経理課長 次の案件についても、予定価格が80万円です。

○山本会長 ですよ、たしか。そういうふうに記憶しております。

○経理課長 これも落札率100%の案件でございます。

○山本会長 しかも、1回目でこう来たということではありますが。別にこれは非公表ですから、たまたま一致したということでしょうか。

○吉川委員 先ほどの2回目で100%の方が非常にまれなことだよ。

○山本会長 いやいや、それは、そうとも言い切れないところが私はあると思いますが。

奥委員。

○奥委員 これ、経過調書の方は、69万になっていますよね、第2回の入札金額で落札というふうになっていますけれど、それが。

○経理課長 これは税抜き。

○山本会長 税抜き。5%の関係。

○奥委員 そういうことですね。わかりました。

○山本会長 では、いろいろ議論はありますが、我々の手続的に見た範囲においては、少なくとも不適正だと言えるものは、データがございませんので、適正であるということにしたいと思います。

(了承)

○山本会長 それでは、最後の案件の「杉並区営高齢者住宅桃井みどりの里外1ヶ所の清掃業務請負」、これにつきましては、いかがでございましょうか。

○中村委員 こちらの覧で拝見いたしますと、3月1日の建物清掃が5件ほどありますが、すべて100%で落札ということになっております。指名競争入札ですけれども、やはり見積もりのとり方が、指名競争業者からもしとられておられるのであれば、それはやはり公平性に反しますので、指名業者以外の業者から見積もりはとるということにさせていただいて、また、これ、前年度もたしか、確信はないですけど、100%で随分落ちていた記憶があるのですけれども、やはりそういう場合は、業者を入れかえるとか、そのような方策を考えていただきたいと思います。

○山本会長 はい。まず事実関係として、これは見積もりによる予定価格作成なのかどうかということですね。それで、見積もりであるとする、この案件ですと、株式会社ジンダイが含まれておったかどうかという2点、ちょっと確認させていただきたいと思いますが。どなたでも結構ですから、お願いします。

○経理課長 ちょっと、ごめんなさい。2点目の方が先になるかもしれませんが、これ、主管部で、ジンダイで下見積もりをとっているのですね。やはり、複数下見積もりをとっていると思いますが、その中の一つ、ジンダイが入っていますね。

○山本会長 なるほど。それは、中村委員ご指摘のとおりのようなようです。

○経理課長 あくまで、下見積もりはもちろんとるのですけれども、結果的にその金額を設計金額とする場合もちろんあるんですが、複数とった中で、それらを参考にして、あくまで区として参考にしながら、区としての予定価格を決めるということです。

○山本会長 そうです。当然、そうです。

○経理課長 ですので、これ、ちょっと見ると、100%が5件ほど並んでいて、また委員のご指摘のところ、もちろん十分今後検討しなければなりません、そういった事情が下見積もりのとり方としてはございます。

○山本会長 ただ、今、中村委員がおっしゃったように、これはこれで合法でいいと思う

のですけど、やり方としては、指名外からとるということができれば、それは当然その方が私もいいと思いますし、ほかの委員の方も同じ意見だと思います。ですから、それでも結果的にこうなれば、これはこれでしょうがないと思いますが、やはりそれは改善の余地があるわけですから、それはいい方向に直していただきたいと思いますが、この案件についてどうのこうのということではないと思いますが。

(了承)

○山本会長 一応、これですべての案件が終わったんですが、言い残したことであるとかご意見等がございましたらお願いいたします。

毎年のように、実は早く終わるかなと思って、やってみるとなかなか、やっぱり、契約の問題というのは、いろいろ改善の余地もあると思いますし、区民の方の目から見て疑問を持たれないように、よりの確な運用をしていただきたいと思います。

我々が抽出した案件については、特に問題は、指摘することはなかったということではございます。よろしいですか。

(了承)

○山本会長 それでは、本日は、すべての案件についてご審議いただきましたので、これで終わりにしたいと思います。

今度のスケジュール等につきまして、事務局の方からお願いいたします。

○行政改革担当副参事 はい。本日は、施設の視察を含めて、長時間にわたり、本当にお疲れさまでございました。

次回の日程でございますが、既に事前に調整させていただいております、年明け2月2日の5時から開催をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それに先立ちまして、ご担当の行政評価の評価表でございますが、こちらの方、一応12月22日までを提出期限とさせていただいておりますので、毎回多少のおくれは加味をして提出期限の設定はしておりますので、若干の遅れはいたし方がないとは思っておりますが、できれば年内、遅くとも年明けにはお出しいただければ、それに基づいて、また例年どおり、各所管課の対象方針を作成いたしまして、2月2日に臨みたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○山本会長 はい。そういうことですので、年末年始のお忙しい中、恐縮でございますが、ご尽力をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもって、第3回目の外部評価委員会を終わりにしたいと思います。

皆様、お疲れさまでした。

入札・契約制度の改革

1 入札・契約制度の基本的な方針

契約は、発注者である区が、確定的な意思をもって臨むものである。この発注者の確定した意思に対して、受注者が合意できるのであり、突発的な履行問題の発生にも、「信義則」に基づき解決していくことができる。

また、入札制度改革の究極の目的は、エンドユーザーである住民に対して、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することにある。

杉並区では、区が締結する契約に関して、区民の信頼を確保するとともに、区内業者を中心に業者の健全な発展を主眼に（１）入札・契約締結における透明性の確保、（２）公正な競争の促進、（３）適正な施工・履行の確保、（４）不正行為の排除の方針のもと、入札・契約制度の改革を実施してきた。

また、入札・契約制度の適正化や実務の迅速化、入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図っていくため、平成 16 年 12 月から入札参加業者の登録申請を開始するとともに、平成 17 年 9 月発注案件から電子入札を実施している。

今後も、競争性や透明性の一層の向上を図り、適正な運用を進めていくため、入札・契約制度の改善に取り組んで行かねばならない。

2 入札・契約制度改革の概要（工事）

（１）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 6 年 4 月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	130 万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成 12 年 12 月	予定価格の事前公表	2,000 万円以上の案件で、発注案件公告の欄外に付記
平成 14 年 4 月	郵送による入札 年間工事発注予定表の公表	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	250 万円以上の発注予定案件 入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表

9月	入札監視委員会設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成15年4月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130万円を超える案件
	予定価格の事前公表範囲の拡大	130万円を超える全案件に適用
平成16年4月	発注基準の事前公表	3,000万円以上の一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した130万円を超える案件をホームページで公表
平成18年4月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成19年1月	契約変更を行った案件の変更内容の公表、及び一般競争入札に申し込み、抽選で入札参加できなかった者の公表	締結後の事情により契約変更を行った案件について変更内容等を公表
平成19年4月	予定価格の事後公表への変更 (19年度 47件)	適正な積算を促すため、予定価格3,000万円以上の案件について予定価格を事後公表

(2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年4月	一般競争入札の適用範囲拡大	3,000万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成15年4月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は1回、その他は3回
平成16年4月	一般競争入札の適用範囲拡大	500万円以上の案件 これにより、公募型指名競争入札は廃止
平成17年4月	一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額 500万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格 500万円以上の案件は一般競争入札となる。
平成19年4月	一般競争入札参加区外業者の拡大	予定価格 3,000万円以上 3億円未満の案件に参加できる区外業者数を拡大

平成 20 年 4 月	現場代理人の専任制の緩和	区発注工事での現場代理人の常駐義務を緩和し、区発注工事間での兼任を一部認める。
-------------	--------------	---

(3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	低入札価格調査制度の導入	2,000 万円以上の案件 ※「杉並区低入札価格に関する調査規程」 最低制限価格を下回っても、一律に失格とするのではなく、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130 万円超 2,000 万円未満の案件
平成 14 年 10 月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長 6 月を 1 年間に延長
平成 15 年 4 月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000 万円以上の案件
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は 7 都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記
平成 15 年 7 月	低入札価格工事に係る検査の強化	低入札価格調査により契約の相手方となった業者の履行状況把握のため、中間検査を実施
平成 16 年 4 月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格 3,000 万円以上の工事において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を失うこととした。
平成 20 年 4 月	下請けセーフティネット債務保証事業に係る譲渡制度の承認	履行の確保、下請け業者への支払い保証のため、制度を活用した債権の譲渡を承認する。

(4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成12年12月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
平成14年4月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
10月	指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長。

(5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成13年12月	一般競争入札（総合評価方式）の導入	3,000万円以上の案件 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とするもの
平成16年4月	相互参入方式の導入（試行）	区外事業者の参入と区内事業者の他自治体への参入を目指すため、導入（試行） この方式は、次の内容である。 ① 杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外事業者の本店所在地がある自治体で、主要6業種（道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園）について条件付一般競争入札を採用していて、 ② 区に本店を有する事業者が上記①の入札に参加できる場合は、 ③ 杉並区が実施する条件付一般競争入札で、区市外事業者に設定する入札参加を満たす事業者等は、全社入札に参加できる。

実施時期	実施項目	内容説明
平成16年12月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格(業者登録)申請の開始	入札参加業者の負担軽減、経費の削減を図るため、これまで各市区町村で登録していた申請を一元化し、インターネットを通じ、入札参加資格(業者登録)の申請を行うものである。 これにより、1回の申請で入札参加を希望する自治体等を複数選択できるようになるとともに、また、随時登録を認めたことにより、いつでも業者登録ができるようになった。なお、有効期間は設定されているものの、継続の申請は可能である。
平成17年4月	小規模工事等受注希望事業者登録制度の創設	区内中小事業者への受注機会の拡大と区内経済の活性化に寄与する観点から、各部課で発注する税込み予定価格が130万円以下の小規模な建設工事及び施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者を公募し、登録する制度である。 登録名簿は各部課が自由に閲覧できるものとし、工事等発注時の参考とする。なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格登録をした事業者は本登録制度の対象外とする。
平成17年10月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札の開始	入札執行の時期や量等を勘案し、これまで郵送による入札を実施していた下記案件から実施した。 (工事) 予定価格3,000万円以上 (委託) 予定価格3,000万円以上 (物品) 予定価格1,000万円以上
平成19年4月	電子入札の拡大	(工事) 予定価格2,000万円以上 (委託・賃貸借・物品) 入札及び見積競争の全案件
平成19年12月	電子入札完全実施	工事案件についても、原則全案件を電子入札で実施
平成20年4月	標準契約書、標準契約条項、請書の改正	新財務システムの稼動に伴い、契約書式の改正を実施

3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成10年12月	予定価格の事後公表	50万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成14年4月	郵送による入札	3,000万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成14年10月	予定価格の事前公表	3,000万円以上 ただし、清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるものに限る。
平成16年4月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものに限る。
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した50万円以上の案件をホームページで公表
平成18年4月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成19年4月	一般競争入札の拡大 (19年度 10件)	予定価格2,000万円以上の案件を一般競争入札で実施
平成20年4月	年間発注予定の公表	予定価格2,000万円以上の委託・賃貸借、予定価格1,000万円以上の物品案件について年間発注予定を公表

（2）適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年10月	最低制限価格の設定	3,000万円以上
平成17年4月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格3,000万円以上の委託案件において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を失うこととした。

平成 18 年 1 月	長期継続契約を締結できる契約を定める 条例制定	委託業務、賃貸借契約について、 その性質上、長期契約を締結す ることが適切な案件について、 条例を定めて契約締結。履行の 確保のため、委託業務に関する 個別業務評価を義務付け
-------------	----------------------------	--

(3) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕 様の説明会を廃止し、入札関係 書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談 合情報の公正取引委員会への 通知を含めた規程を制定

4 入札・契約制度改革の効果

一般競争入札の拡大、予定価格の公表制度の改革、東京電子自治体共同運営への参加による登録業者の増加、電子入札の実施などの入札制度の改革、長期継続契約の実施、委託業務の設計金額の一部区が独自積算することなどによる契約制度の改革により、ここ3年間で工事4.6ポイント、委託・賃貸借、0.6ポイント、物品3.2ポイントの落札率の低下がある。

落札率は、社会・経済状況に大きく左右されるが、工事の平均落札率90.37%、委託・賃貸借の平均落札率87.73%、物品87.90%は、健全な競争性を持つての結果と見ることができる。

委託・賃貸借については、委託業務の複雑化や多様化を反映し、専門的な知識・技術を有するものを必要とする案件が増加し、やや、前年の平均落札率を上回っているが、区の設計金額も抑えており、不落随契の件数増の影響もある。

今後は、過度の競争による履行の質の低下を防ぐことを考慮し、競争性を確保しつつ、適正で良好な契約制度の改正を実施する。

杉並区で実施している工事の契約方式（平成20年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	500万円以上	事前に条件を付した工事の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	東京電子自治体共同運営杉並区登録業者、共同運営格付、ISO認証取得（区外業者）、経営事項審査標準点、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定 区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、区内参加業者数の3割(最低3者)(1億5千万円以上は5割(最低3者)、3億円以上は無制限)が参加できる。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	実績 平成14年度 杉並公会堂の改築(工事と維持管理運営)にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定。 平成18年度 杉並芸術会館舞台機構・照明設備・音響設備の3工事に適用。 落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	130万円を超え 500万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事実績、経営事項審査総合評点、東京都格付、地域要件等を考慮して入札参加者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

杉並区で実施している委託の契約方式（平成20年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	委託・賃貸借 2千万円以上 物品 1千万円以上	<u>事前に条件を付した委託の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式</u>	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京都格付、契約実績等の条件を設定。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	<u>契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式</u>	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	委託 50万円を超え 3千万円未満 物品 80万円を超え 1千万円未満 賃貸借 40万円を超え 3千万円未満	<u>入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式</u>	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京都格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	委託 50万円以下 物品 80万円以下 賃貸借 40万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

平成19年度工事入札結果一覧

確定

入札方式 項 目		一般競争入札		指名競争入札		合 計	
件 数	19年度	238件 (71.25%)		96件 (28.75%)		334件 (100%)	
	前年度	259件 (68.34%)		120件 (31.66%)		379件 (100%)	
予定価格(税込)	19年度	7,388,140,360円 (96.54%)		264,317,975円 (3.46%)		7,652,458,335円 (100%)	
	前年度	12,189,513,538円 (96.89%)		391,618,057円 (3.11%)		12,581,131,595円 (100%)	
契約金額(税込)	19年度	6,691,268,815円 (96.36%)		252,757,811円 (3.64%)		6,944,026,626円 (100%)	
	前年度	11,683,007,460円 (96.95%)		367,195,184円 (3.05%)		12,050,202,644円 (100%)	
平均落札率 (18・17年度)	19年度	88.27%		95.58%		90.37%	
	前年度	94.38%		93.45%		94.08%	
	前々年度	94.52%		95.55%		95.05%	

19年度 電子入札件数 150件

平成19年度委託・賃貸借入札結果一覧

確定

項目		入札方式		合計
		一般競争入札	指名競争入札	
件数	19年度	28件 (6.45%)	406件 (93.55%)	434件 (100%)
	前年度	27件 (6.75%)	373件 (93.25%)	400件 (100%)
予定価格 (税込)	19年度	1,402,133,537円 (38.11%)	2,277,188,828円 (61.89%)	3,679,322,365円 (100%)
	前年度	1,556,214,214円 (42.06%)	2,143,829,024円 (57.94%)	3,700,043,238円 (100%)
契約金額 (税込)	19年度	1,017,519,653円 (32.77%)	2,087,448,980円 (67.23%)	3,104,968,633円 (100%)
	前年度	1,153,253,598円 (40.50%)	1,693,960,911円 (59.50%)	2,847,214,509円 (100%)
平均落札率 (18・17年度)	19年度	75.58%	88.57%	87.73%
	前年度	81.15%	85.80%	85.08%
	前々年度	72.99%	89.16%	88.37%

19年度 電子入札件数 424件

年度別入札・契約制度の変遷（工事）

平成20年10月1日現在

入札方式

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円	
13	指名競争		指名希望制指名競争			一般・希望型	一般競争		
14	指名競争		公募型指名	一般競争					
15	指名競争		公募型指名	一般競争					
16	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争（単価契約は除く）				
17	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争				
18	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争				
19以降	指名競争	相互参入方式（主要6業種）【板橋区と協定実施】			一般競争				

予定価格「事前」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13				※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）				
14				※ 単価契約は対象外				
15	全工事案件							
16	全工事案件							
17	全工事案件							
18	全工事案件							
19以降	全工事案件				対象外（事後公表）			

予定価格「事後」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）							
14	※ 単価契約は対象外							
15	事前公表に伴い予定価格の事後公表制度は廃止							
19以降	事前公表				事後公表			

最低制限価格制度及び低入札価格対象工事

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	最低制限価格			低入札価格調査対象（12年12月から試行）				
14以降	最低制限価格			低入札価格調査対象				

年度別入札・契約制度の変遷（委託）

平成20年10月1日現在

入札方式

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	随意契約	指名競争			
14	随意契約	指名競争		一般競争	
15	随意契約	指名競争		一般競争	
16	随意契約	指名競争		一般競争	
17	随意契約	指名競争		一般競争	
18	随意契約	指名競争		一般競争	
19以降	随意契約	指名競争		一般競争	

予定価格「事前」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず				
14	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表（10月1日より実施）	
15	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表	
16以降	公表せず		建物清掃業務のみ公表	区の積算価格によるものに限り公表	

予定価格「事後」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
14	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
15	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
16以降	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			

最低制限価格制度の実施

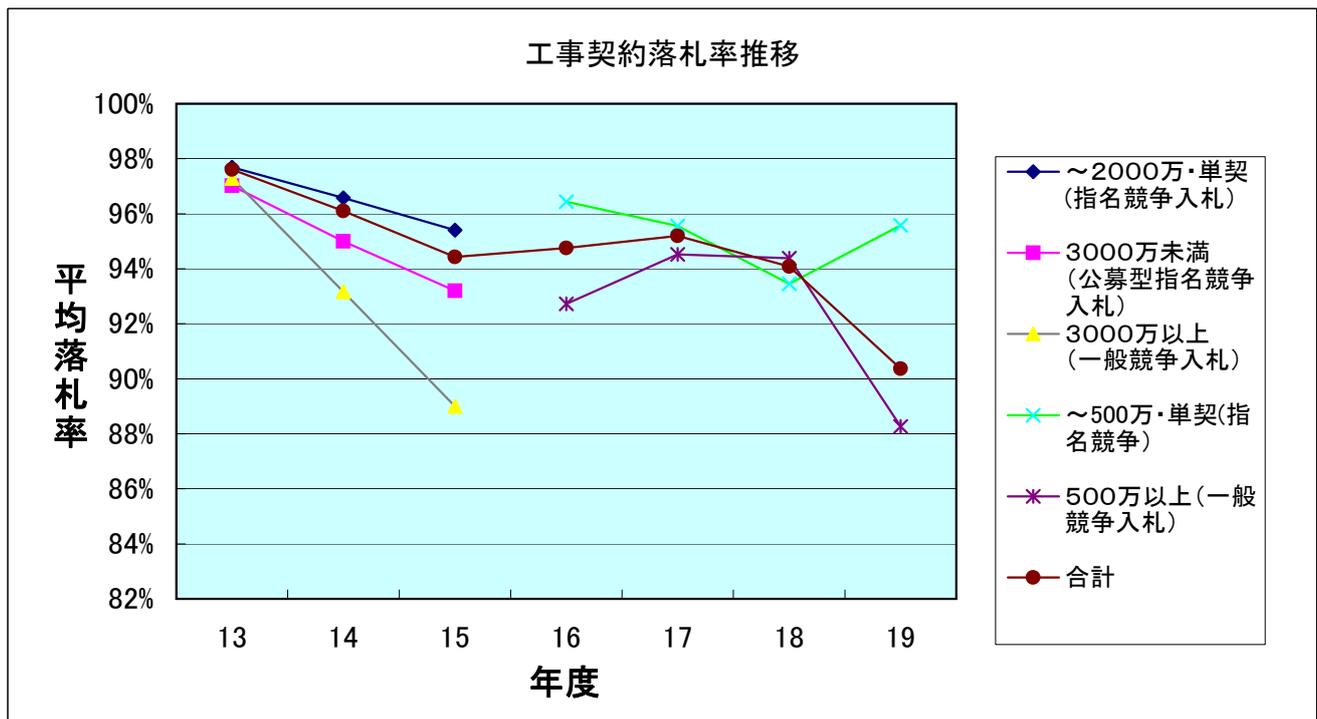
年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	未実施				
14	未実施			区の積算価格によるものに限り実施（10月1日より実施）	
15	未実施			区の積算価格によるものに限り実施	
16～18	未実施			区の積算価格によるものに限り実施	
19以降	未実施		建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	

工事及び委託契約における落札率の推移

1. 工事

平成20年3月末日現在

方式 年度	指名競争入札		～2000万・単契 (指名競争入札)		3000万未満 (公募型指名競争 入札)		3000万以上 (一般競争入札)		合計	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
13	---	---	97.69%	260件	97.02%	23件	97.29%	25件	97.61%	308件
14	---	---	96.58%	260件	95.00%	22件	93.17%	34件	96.10%	316件
15	---	---	95.40%	254件	93.20%	23件	89.00%	40件	94.43%	317件
	～500万・単契(指名競争) ※ 17年度より単契を除く。		500万以上(一般競争入札) ※ 17年度より単契を含む。							
16	96.44%	185件	92.72%		154件		94.75%		339件	
17	95.55%	113件	94.55%		213件		95.05%		326件	
18	93.45%	120件	94.38%		259件		94.08%		379件	
19	95.58%	96件	88.27%		238件		90.37%		334件	



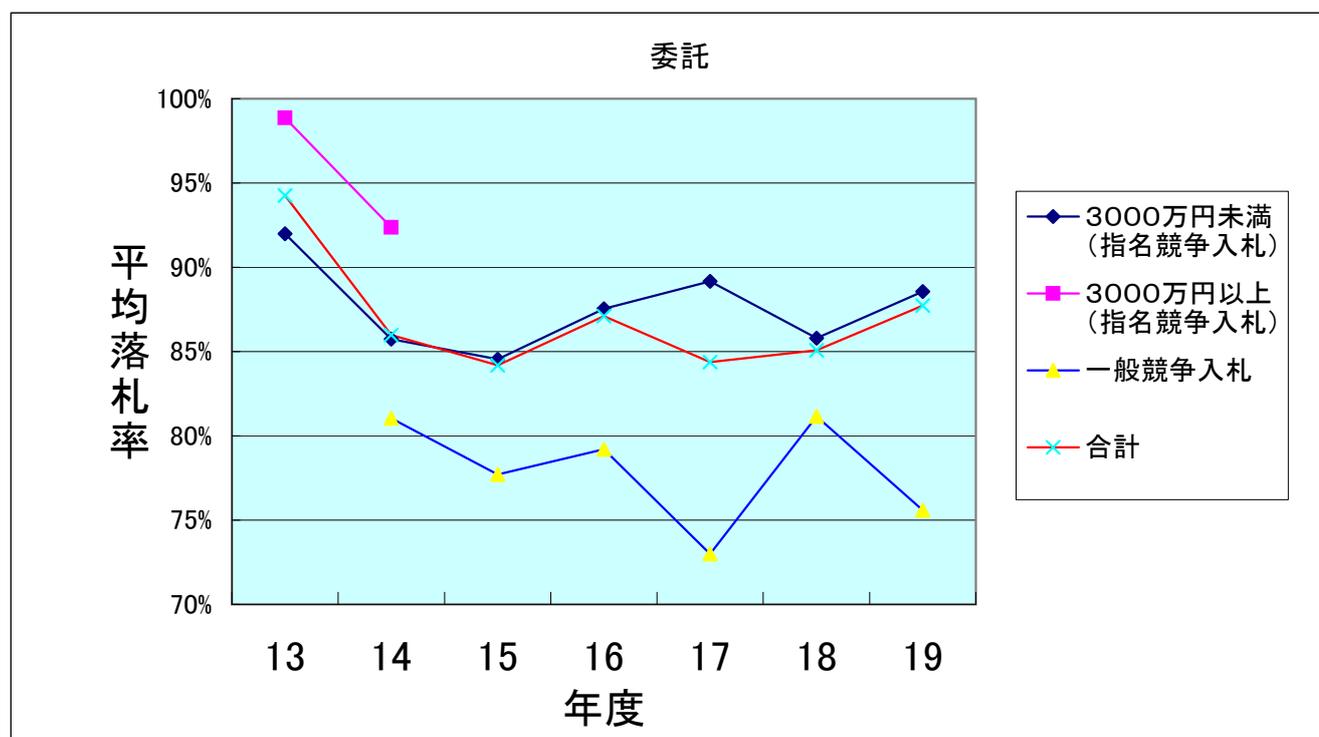
2. 委託

平成20年3月末日現在

年度	3000万円未満 (指名競争入札)		3000万円以上				合計	
	指名競争入札	件数	指名競争入札	件数	一般競争入札	件数	落札率	件数
13	91.99%	219件	98.87%	16件			94.26%	235件
14	85.74%	253件	92.37%	12件	81.04%	3件	85.98%	268件
15	84.55%	289件			77.70%	16件	84.19%	305件
16	87.54%	371件			79.21%	20件	87.11%	391件
17	89.16%	372件			72.99%	19件	88.37%	391件
18	85.80%	373件			81.15%	27件	85.08%	400件
	2000万円未満		2000万円以上					
19	88.57%	406件			75.58%	28件	87.73%	434件

※ 一般競争入札は、平成14年4月1日以降入札分に適用された。

※平成19年度より2000万円以上が一般競争入札



年度別入札形態別平均参加業者数一覧

工事案件

	指名競争入札 <~2,000万円・単契>	公募型指名競争入札 <3,000万円未満>	一般競争入札 <3,000万円以上>
14年度	6.7社	15.1社	14.4社
15年度	6.7社	12.4社	12.0社
	指名競争入札 <~500万円・単契>	一般競争入札 <500万円以上>	
16年度	7.2社	12.1社	
17年度	5.8社	11.5社	
18年度	5.7社	11.6社	
19年度	5.4社	12.0社	

委託・賃貸借案件

	指名競争入札		一般競争入札 <3,000万円以上>
	<3,000万円未満>	<3,000万円以上>	
14年度	6.4社	8.0社	17.4社
15年度	6.4社	—————	19.4社
16年度	6.3社	—————	25.9社
17年度	6.9社	—————	26.4社
18年度	7.5社		16.2社
	指名競争入札 <2,000万円未満>		一般競争入札 <2,000万円以上>
19年度	7.4社		15.2社

(一般競争入札は、平成14年4月1日以降の入札分から適用された。)

工事業種別競争入札登録業者数

平成20年10月1日現在

業種番号	業種名	業者数			業種番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
01	道路舗装工事	41	699	740	33	電話・通信	5	273	278
02	橋りょう工事	15	368	383	34	拡声装置	1	116	117
03	河川工事	21	430	451	35	畳	2	40	42
04	水道施設工事	34	618	652	36	内装仕上	11	177	188
05	下水道施設工事	32	630	662	37	一般塗装	14	170	184
06	一般土木工事	63	960	1,023	38	橋りょう塗装	9	101	110
07	建築工事	46	630	676	39	防水	15	214	229
08	電気工事	42	599	641	40	鉄骨架構	0	38	38
09	給排水衛生工事	41	466	507	41	鋼けた	0	38	38
10	空調工事	36	462	498	42	PCけた	1	25	26
11	建築設計	16	506	522	43	水門門扉	1	14	15
12	土木設計	10	495	505	44	ポンプ据付け	1	73	74
13	設備設計	5	189	194	45	水処理装置	1	98	99
14	測量	19	466	485	46	焼却設備	0	37	37
15	地質調査	7	243	250	47	ボイラー	1	16	17
16	さく井	1	25	26	48	エレベーター	0	34	34
17	船舶	0	2	2	49	電車線架線	0	8	8
19	しゅんせつ埋立て	0	17	17	50	地中線	2	71	73
20	しゅんせつ	0	46	46	51	鉄道信号装置	0	4	4
21	潜かん	1	73	74	52	計装装置	1	104	105
22	軌道	0	27	27	53	沈砂池・沈殿池機械設備工事	0	54	54
23	シールド工事	3	154	157	55	送風機機械設置工事	0	29	29
24	推進工事	11	298	309	56	ばっ気槽散気設備工事	1	35	36
25	地下鉄工事	1	82	83	57	汚泥脱水設備工事	0	41	41
27	造園	21	382	403	58	消化槽機械設備工事	0	21	21
28	運動場施設	17	353	370	59	ガス貯留設備工事	0	14	14
29	コンクリートプレハブ	1	47	48	60	公設ます工事	13	154	167
30	鉄骨プレハブ	2	26	28	61	水道管更正工事	0	34	34
31	ひき家・解体	7	173	180	62	石綿処理	2	168	170
32	消火設備	11	189	200	63	機械器具設置	3	179	182

業種 番号	業種名	業者数			業種 番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
64	屋根	1	28	29	9906	床板補強	1	89	90
66	金網さく	11	207	218	9907	電源設備	2	138	140
67	板金	0	7	7	9908	発電設備	1	101	102
68	サッシュ	4	65	69	9909	電気防食	1	17	18
69	シャッター	0	34	34	9910	給湯器・浴槽 設備工事	10	64	74
70	起重機	0	9	9	9911	床仕上	1	30	31
72	冷凍・冷蔵庫 工事	1	30	31	9912	放射線防御	0	11	11
73	グラウト	0	115	115	9914	飛散防止工事	0	29	29
74	道路標識設置	6	159	165	9915	ろ過層処理	0	27	27
75	道路標示塗装	7	76	83	9917	厨房	4	33	37
76	ガードレール	8	189	197	9920	石工事	0	28	28
77	モルタル吹付け	1	41	42	9923	自動ドア設置	0	18	18
78	植生	8	126	134	9924	強化樹脂板取付	1	21	22
79	運動器具設置	5	108	113	9925	医療ガス配管	0	11	11
80	テレビ共聴工事	1	101	102	9926	高圧ガス配管	0	11	11
81	防音壁・しゃ音壁	3	107	110	9930	集じん装置	0	23	23
82	舞台装置	1	49	50	9933	タイル工事	0	9	9
84	と場施設	0	5	5					
86	ガソリンスタンド	0	13	13					
87	PCタンク	0	41	41					
91	すべり止め舗装	10	160	170					
92	樹脂塗装	4	79	83					
93	陸上信号機	1	37	38					
94	伸縮継手	1	67	68					
95	鉄鋼加工	0	34	34					
96	ウェルポイント	0	20	20					
97	パイプライニング	0	28	28					
98	脱硫・脱臭	0	37	37					
9901	基準タンク	0	6	6					
9902	安全溝設置	0	17	17					
9904	空気搬送	0	5	5					

	区内業者	区外業者	計
108業種	682	14,695	15,377

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		237	3,825

物品営業種目別競争入札登録業者数

平成20年10月1日現在

種目番号	営業種目名	業者数			種目番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
001	文房具事務用品・ 図書	19	318	337	101	印刷	18	444	462
002	事務機器・情報処 理用機器	16	515	531	102	複写業務	2	73	75
003	学校教材・運動用 品・楽器	17	323	340	103	建物清掃	53	956	1,009
004	什器・家具	20	277	297	104	電気・暖冷房等 設備保守	92	1,076	1,168
005	荒物雑貨	10	220	230	105	警備・受付等	36	651	687
006	工業用ゴム	3	50	53	106	通信施設保守	7	200	207
007	繊維・ゴム・皮革 製品	7	188	195	107	環境関係測定 機器保守	2	56	58
008	室内装飾品等	11	258	269	108	ポイラー清掃	11	124	135
009	家電・カメラ・厨房 機器等	20	343	363	109	浄化槽・貯水槽 清掃	47	656	703
010	自動車・自転車	4	109	113	110	道路・公園管理	76	802	878
011	燃料・ガス・油脂	1	34	35	111	害虫駆除	43	562	605
012	電車両・軌道用品	0	15	15	112	廃棄物処理	43	457	500
013	船舶・航空機	0	7	7	113	管渠清掃	18	166	184
014	理化学機器器具	2	152	154	114	運搬請負	15	205	220
015	工作用機械器具	2	54	56	115	広告代理	3	111	114
016	産業用機械 器具類	14	333	347	116	ビデオ・スライド 製作	3	136	139
017	通信用機械 器具類	6	295	301	117	航空写真・図面 製作	6	180	186
018	農業・建設用機械 器具	3	29	32	118	医療事務	7	63	70
019	医療用機械器具	3	138	141	119	病院給食・学校 給食	5	119	124
020	医薬品・衛生材料 ・介護用品	3	151	154	120	催事関係業務	13	270	283
021	コンクリート・セメ ント	9	74	83	121	情報処理業務	14	762	776
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄 製品	6	78	84	122	検査業務	4	250	254
023	電線・絶縁材料	1	46	47	123	都市計画・交通 関係調査業務	12	549	561
024	標識・看板等	15	297	312	124	土木・水系関係 調査業務	9	353	362
025	工業薬品・防疫剤	2	146	148	125	市場・補償鑑定 関係業務	9	487	496
026	警察・消防・防災 用品	19	297	316	126	環境アセスメント 関係調査業務	8	432	440
027	造園資材	22	172	194	127	下水道管路内TV カメラ調査業務	17	137	154
028	百貨店・総合商社	0	7	7	128	クリーニング	5	48	53
090	その他の物品	7	352	359	129	汚泥脱水機ろ布	0	9	9
099	不用品買受	5	148	153	130	浄水場・処理場 機械運転管理	2	119	121

種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計
131	貸貸業務	15	454	469
190	その他の業務 委託等	52	1,343	1,395
201	ライフライン	0	3	3

	区内	区外	計
物品業者	247	5,426	5,673
委託業者	647	12,253	12,900
合計	894	17,679	18,573

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		276	5,674

過去3年間（平成18・19・20年度） 指名停止措置状況一覧

平成20年9月末日現在

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
18年度	協立測量 株式会社	平成18年 5月18日から 平成19年 5月17日まで (12月)	平成18年 5月17日、協立測量(株)の代表取締役 海老原 秀行及び同社専務 阿部 善宏の両名が、首都圏中央連絡自動車道(「圏央道」)の入札に関して、元国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所副所長 伊藤 久数と共謀し公正な入札を妨害したとして、刑法第96条の3競売入札妨害の容疑で警視庁に逮捕された。
	東京ビル整美 株式会社	平成18年 9月 1日から 平成18年 9月30日まで (1月)	平成18年 4月 1日、杉並区立高円寺地域区民センター外2施設の建物総合管理を受託した東京ビル整美株式会社(代表取締役 松本 房人)は、契約条項による再委託の事前申出を行わず、受託業務の現場に混乱を生じさせ、一時区民サービスの低下を招いた。
	大和工商リース 株式会社	平成18年 9月 6日から 平成18年12月 5日まで (3月)	静岡市職員が関与した遺跡発掘調査に関する贈収賄で、平成18年8月31日大和工商リース株式会社静岡支店の職員が贈賄容疑で逮捕されたため。(静岡市職員についても、同日収賄容疑で逮捕されている。)
	東京ビル整美 株式会社	平成18年10月 1日から 平成19年 3月31日まで (6月)	平成18年 4月 1日、杉並区立高円寺地域区民センター外2施設の建物総合管理を受託した東京ビル整美株式会社(代表取締役 松本 房人)は、受託業務において、遅滞なく履行すべき業務を現場管理者の管理不行き届きから遅滞さ
	中央管財 株式会社 株式会社 大山サービス	平成18年12月13日から 平成19年 3月12日まで (3月)	中央管財(株)は、受託業務において区の承認なく(株)大山サービスに業務を再委託し、契約業務中に(株)大山サービス職員による区職員の金品窃盗という不祥事を起こさせたため。
	株式会社 ヤマデン	平成19年 2月14日から 平成19年 5月13日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 一般競争入札「下井草自転車集積所他照明器具増設工事」を落札しながら、契約辞退を申し出たため。
	松尾建設 株式会社 東京支店	平成19年 2月16日から 平成19年 5月15日まで (3月)	同社佐賀支店副支店長が、佐賀地方検察庁より競売入札妨害罪で在宅起訴されたため。
	東京ベイサイドビルサービス 協同組合	平成19年 3月16日から 平成19年 6月15日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 一般競争入札「井草地域区民センター外10施設の機械設備保守点検業務委託」を落札しながら、契約辞退を申し出たため。
	シンドラーエレベータ 株式 会社 東京支店	平成19年 3月29日から 平成19年 9月28日まで (3月)	建築基準法施行規則に基づく、登録昇降機検査資格者の資格取得に当たり事務経験年数を組織的に詐称し、不正に資格取得した者により区内施設の法定点検を実施したため。
松尾建設 株式会社 東京支店 外52社	平成19年 6月22日から 平成19年 9月21日まで (3月)	防衛施設庁発注工事において、独占禁止法に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたことによる。	
日本総合産業 株式会社	平成19年 6月 1日から 平成19年 8月31日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 指名競争入札「発電機等防災資機材の購入」において、落札しながら、契約辞退を申し出たため。	

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
19年度	国土防災技術(株) (株)プレック研究所 パシフィックコンサルタンツ(株) 明治コンサルタント(株)	平成20年 1月29日から 平成20年 4月28日まで (3月)	独立行政法人 緑資源機構が平成17年度及び平成18年度に発注した林道事業に係る地質調査・調査測量設計について、緑資源機構の意向に沿った受注業者の決定と受注のための予定額の合意を行い、受注にかかる競争を制限した。
	(株)オークス	平成20年 2月15日から 平成20年 5月14日まで (3月)	指名競争入札「認定調査票読み作業等業務委託」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
20年度	日本コンベンションサービス	平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで (6月)	一般競争入札「杉並区立保育園保育士の人材派遣(単価契約)」において落札者となりながら、予定数の人材派遣ができないと申し出たため。
	東名設備(株) 杉並支店	平成20年 4月 1日から 平成20年 6月30日まで (3月)	指名競争入札「非常用発電設備保守委託」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
	(株)丸利根アペックス	平成20年 7月 1日から 平成20年 9月30日まで (3月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の3(名義貸しの禁止)に違反し、東京都より産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消されたため。
	(株)阪本工営 東京支店	平成20年 5月29日から 平成20年 8月28日まで (3月)	大阪府堺市の解体工事を請け負った解体業者に対して下請け参入を強要したとして、代表者が逮捕されたため。
20年度	大成建設(株) 東京支店 清水建設(株) 三井住友建設(株) (株)不動テトラ 東京本店 (株)奥村組 東京支社 安藤建設(株) 鉄建建設(株) 東京支店 (株)浅沼組 東京本店 飛鳥建設(株) 馬淵建設(株) 東京支店 (株)大林組 東京本店 (株)加賀田組 東京支店 大豊建設(株) 東京支店 坂田建設(株) 東京支店 (株)銭高組 東京支社 株木建設(株) 東京本店 戸田建設(株) 東京支店 東洋建設(株) 関東支社 (株)植木組 東京支店 (株)松村組 東京本店 (株)新井組 東京本店 青木あすなろ建設(株) 東京 土木本店 西松建設(株) 関東支店 以上23社	平成20年 7月25日から 平成20年10月24日まで (3月)	財団法人 東京都新都市建設公団が発注する特定土木工事34件について、連合により公正取引委員会より課徴金の納付命令を受け、審判が確定したため。
	日本ヘルス工業(株)	平成20年 7月30日から 平成20年10月29日まで (3月)	東松山市発注の入札において、市幹部より入札予定価格を聞き出し、公正な入札を妨害したとして、埼玉オフィス事業部長が逮捕されたため。
	杉本電気工事(株)	平成20年 8月 7日から 平成20年11月 6日まで (3月)	一般競争入札「街路灯の器具改修工事4(単価契約)」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
	岡村製作所 新宿支店 コクヨマーケティング	平成20年10月14日から 平成21年 4月13日まで (6月)	平成20年4月18日愛知県西尾市発注の事務用品等の一般競争入札において、談合を行ったとして、平成20年9月17日愛知県警により、株式会社 岡村製作所 元刈谷支店長 白井 新が逮捕され、また、同年10月3日同県警により、コクヨマーケティング 株式会社の社員が談合容疑で書類送検された。
		平成20年10月14日から 平成21年 1月13日まで (3月)	

資料 7 平成19年度 不調案件経過処理

【工事案件】

★印 区外業者落札

入札年月日	入札方式	契約件名	業種	業者数	税込み予定価格		契約金額	落札率(%) 第2位切捨て	発注見込額	落札業者
1	5月16日	一般競争入札	杉並区立荻窪小学校移転改築建築工事	建築	5	1,895,113,500	0	0.0%		不調【6.13 再度公告入札】
	6月13日	一般競争入札	【再度公告案件】杉並区立荻窪小学校移転改築建築工事	建築	6	1,895,113,500	1,711,500,000	90.3%		白石建設㈱
2	5月16日	一般競争入札	杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事	電気	4	309,256,500	0	0.0%		不調【6.30 再度公告入札】
	6月13日	一般競争入札	【再度公告案件】杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事	電気	7	309,256,500	193,200,000	62.4%		★㈱八洲電業社【低入札調査】
3	6月20日	一般競争入札	富士見丘中学校校便所改修工事	給排水衛生	12	57,307,950	0	0.0%		不調【7.11 再度公告入札】
	7月11日	一般競争入札	【再度公告案件】富士見丘中学校校便所改修工事	給排水衛生	4	59,442,600	57,750,000	97.1%		㈱村田設備
4	6月20日	一般競争入札	馬橋小学校校便所改修工事	給排水衛生	10	61,085,850	0	0.0%		不調【7.11 再度公告入札】
	7月11日	一般競争入札	【再度公告案件】馬橋小学校校便所改修工事	給排水衛生	4	63,067,200	63,000,000	99.8%		吉田設備工業㈱
5	7月2日	一般競争入札	富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事	建築	10	33,180,000	0	0.0%		不調【7.30 再度公告入札】
	7月30日	一般競争入札	【再度公告案件】富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事	運動場施設	7	33,180,000	33,075,000	99.6%		【不落随契】㈱屋外体育
6	7月2日	一般競争入札	西宮中学校雨水流出抑制対策工事	建築	10	35,353,290	0	0.0%		不調【7.30 再度公告入札】
	7月30日	一般競争入札	【再度公告案件】西宮中学校雨水流出抑制対策工事	運動場施設	7	35,353,290	35,175,000	99.4%		㈱ケイツー
7	7月2日	一般競争入札	済美養護学校給食室増築改修工事	建築	9	61,979,400	0	0.0%		不調【7.30 再度公告入札】
	7月30日	一般競争入札	【再度公告案件】済美養護学校給食室増築改修工事	建築	2	62,813,100	0	0.0%		不調【8.5 再再度公告入札】
	8月5日	一般競争入札	【再再度公告案件】済美養護学校給食室増築改修工事	建築	2	65,230,200	64,890,000	99.4%		【不落随契】兵藤建設㈱
8	1月24日	一般競争入札	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その19	道路舗装	5	5,175,308	0	0.0%	18,900,000	不調 【当該年度履行期間なく、見送り】

【委託・賃貸借案件】

★印 区外業者落札

入札年月日	入札方式	契約件名	種目	業者数	税込み予定価格		契約金額	落札率(%) 第2位切捨て	発注見込額	落札業者名		
1	11月7日	指名競争入札	フラッシュアイ清掃請負(単価契約)	電気・暖冷房等設備保守	5	単価	13,572	14,250	0	0.0%	852,500	不調【11.22 再度入札】
	11月22日	指名競争入札	【再度入札案件】フラッシュアイ清掃請負(単価契約)	標識・看板等	6	単価	13,928	14,624	12,600	86.1%		㈱アルファー企業
2	11月13日	指名競争入札	高井戸第三小学校外1校放送設備改修工事設計委託	設備設計	4		1,256,000	1,318,800	0	0.0%		不調【11.30 再度入札】
	11月30日	指名競争入札	【再度入札案件】高井戸第三小学校外1校放送設備改修工事設計委託	設備設計	6		1,256,000	1,318,800	1,318,800	100.0%		【不落随契】 ★㈱大井建設設備研究所
3	11月13日	指名競争入札	松ノ木中学校外3校給食用リフト取替・自動火災報知機設備取替工事設計委託	設備設計	4		1,847,000	1,939,350	0	0.0%		不調【11.30 再度入札】
	11月30日	指名競争入札	【再度入札案件】松ノ木中学校外3校給食用リフト取替・自動火災報知設備取替工事設計委託	設備設計	6		1,847,000	1,939,350	1,890,000	97.4%		★㈱サナクト
4	1月21日	指名競争入札	公共溝渠清掃作業委託	道路公園管理	4		1,325,000	1,391,250	0	0.0%		不調【11.30 再度入札】
	1月30日	指名競争入札	【再度入札案件】公共溝渠清掃作業委託	道路公園管理	4		1,325,000	1,391,250	1,260,000	90.5%		㈱三法
5	12月19日	見積競争	ドライブレコーダーの取り付け修理	自動車・自転車	5		1,566,000	1,644,300	0	0.0%		不調【01.15再度見積】
	1月15日	見積競争	【再度見積案件】ドライブレコーダーの取り付け修理	自動車・自転車	3		1,566,000	1,644,300	1,538,670	93.5%		★㈱和泉自動車㈱

第3回 外部評価委員会(入札監視委員会)実審議案件

平成20年12月19日

区分	番号	件名
工 事 一般競争	1	【再度公告案件】富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事
	2	杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災関連施設昇降機設備工事
	3	【再度公告案件】済美養護学校給食室増築改修工事
	4	【再再度公告案件】済美養護学校給食室増築改修工事
	5	【再度公告案件】杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事
工 事 指名競争	6	中瀬中学校給食用リフト取替工事
	7	橋梁維持工事(平成19年度)
委 託 一般競争	8	和田堀公園プール外2所運營業務委託
	9	杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等建物総合管理業務委託
	10	杉並区みどりの実態調査委託
	11	杉並区立中学校コンピュータ機器賃貸借(長期継続契約)
委 託 指名競争	12	冷却塔設備保守委託
	13	和田堀公園プール外2所温水器保守点検業務委託
	14	杉並区営高齢者住宅桃井みどりの里外1ヶ所の清掃業務請負

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

杉並区長 山田 宏

件名	富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区久我山二丁目 20 番 1 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 19 年 10 月 31 日まで
概要	<p>雨水流出抑制対策工事</p> <p>1) 土工事 一式</p> <p>2) 基礎工事 一式</p> <p>3) 外構工事 一式</p> <p>4) 貯留水槽工事 326.8 立方メートル</p> <p>5) 校庭改修工事 3153.7 m²</p> <p>6) 校庭附带施設工事 一式</p> <p>7) 機械設備工事 一式</p>
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある業者であること。</p> <p>3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。</p> <p>6 区内業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者）の参加資格 東京電子自治体共同格付「建築工事」A～C 級を有すること。</p> <p>7 区外業者の参加資格は次のア、イの条件を満たすこと。 ア、東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級 200 番以下を有すること。 イ、ISO9000S または ISO14000S の認証を取得していること。</p> <p>8 その他 区外業者は区内業者の 3 割（最低参加 3 者）が抽選により参加できる。 <u>一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に、抽選用の 3 桁の数字を入力すること。</u>抽選の方法については、配布資料等の「区外事業者の入札参加抽選方法」を参照のこと。</p>
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。

	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成19年6月6日(水)午前9時から平成19年6月8日(金)午後3時まで(締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成19年6月12日(火)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成19年6月14日(木)以降にメールで指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年6月21日(木)午前11時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成19年6月25日(月)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年6月29日(金)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開札日時	平成19年7月2日(月)午前11時00分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回 (初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成19年7月2日(月)午後3時以降に行う予定)
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区長政策経営部長 松沼 信夫 3 前払い金 有り 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538

工事概要書

契約業者	住所	
	名称名	
工事	称名	富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事
	称場所種別	杉並区久我山2丁目20番1号
	種別	建築
	概要	1 便所給排水管その他撤去工事 2 便所給排水管新設その他工事 3 建築工事 4 電気設備工事
工事着手時期		
工事完成時期		
契約金額		不調

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 7 月 9 日

杉並区長 山田 宏

件名	富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事
業種	運動場施設
履行場所	杉並区久我山二丁目 20 番 1 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 19 年 10 月 31 日まで
概要	<p>雨水流出抑制対策工事</p> <p>1) 土工事 一式</p> <p>2) 基礎工事 一式</p> <p>3) 外構工事 一式</p> <p>4) 貯留水槽工事 326.8 m³</p> <p>5) 校庭改修工事 3153.7 m²</p> <p>6) 校庭附带施設工事 一式</p> <p>7) 機械設備工事 一式</p>
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「運動場施設」に登録のある業者であること。</p> <p>3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。</p> <p>6 区内業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者）の参加資格 申請業種「運動場施設」における東京電子自治体共同格付を有すること。</p> <p>7 区外業者の参加資格は次のア～ウの条件を満たすこと。 ア、申請業種「運動場施設」における東京電子自治体共同格付 200 番以内を有すること。 イ、過去 5 年間に、対象業種にかかる官公庁発注工事で 1 契約 3 千万円以上の工事实績を有すること。 ウ、ISO9000S または ISO14000S の認証を取得していること。</p> <p>8 その他 区外業者は区内業者の 3 割（最低参加 3 者）が抽選により参加できる。 <u>一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に、抽選用の 3 桁の数字を入力すること。</u>抽選の方法については、配布資料等の「区外事業者の入札参加抽選方法」を参照のこと。</p>
入札の無効	<p>・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。</p> <p>・競争入札参加者心得に違反した入札。</p>

	・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 19年7月9日(月)午前9時から平成 19年7月11日(水)午後3時まで (締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成19年7月12日(木)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	電子調達システムに登録する発注図書にて指定するコピー店で平成19年7月13日(金)以降に購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年7月23日(月)午前11時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成19年7月24日(火)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年7月27日(金)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開札日時	平成19年7月30日(月)午前10時40分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回(初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定)
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 高 和弘 3 前払い金 有り 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538

入札経過調書 (工事)

平成 19 年度

契約番号 70000111
契約件名 富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事
入札日時 平成 19 年 7 月 30 日 午前 11 時 20 分
履行場所 杉並区久我山二丁目20番1号
契約金額 33,075,000 円 (税込み)

予 定 額 (円)	落札率
31,600,000 (税抜き)	
33,180,000 (税込み)	99.6%

番号	業者コード 所在地	入札業者名							備考
		第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	減価交渉金額(円)	
1	20017183 大成産業(株)								
	杉並区	36,600,000	7	34,450,000	3	辞退			
2	20014303 日勝スポーツ工業(株)								
	世田谷区	36,200,000	5	辞退					
3	20014141 (株) 公立土木								
	杉並区	35,500,000	2	34,480,000		辞退			
4	20014443 長谷川体育施設(株)								
	世田谷区	36,500,000	6	辞退					
5	20038903 (株) ケイツー								
	杉並区	35,800,000	3	34,420,000	2	33,350,000	2		
6	20042447 (株) 屋外体育								
	杉並区	34,500,000	1	33,400,000	1	32,500,000	1	31,500,000	決定
7	20014419 長永スポーツ工業(株)								
	世田谷区	35,800,000	3	34,450,000	3	辞退			
8									
9									
10		入札は何れも予定価格を超過したため第3回まで入札に付したが落札に至らないので、工事内容、工期、立地条件、近隣住民への影響を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基き最低者と減価交渉の結果上記の金額で随意契約を締結する。							
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

工事概要書

契約業者	住所	杉並区西荻北四丁目5番30号
	名称名	株式会社 屋外体育
工事	称名	富士見丘中学校雨水流出抑制対策工事
	称場所種別	杉並区久我山2丁目20番1号
	種別	運動場施設
	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 便所給排水管その他撤去工事 2 便所給排水管新設その他工事 3 建築工事 4 電気設備工事
工事着手時期	平成19年8月上旬	
工事完成時期	平成19年10月31日まで	
契約金額	¥33,075,000	

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 8 月 22 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区立高円寺南保育園外 1 施設改築及び防災関連施設昇降機設備工事
業種	エレベーター
履行場所	杉並区高円寺南四丁目 44 番
履行期間	契約締結の翌日から平成 21 年 1 月 30 日まで
概要	<p>乗用エレベーター 1 号機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用兼車いす用 750kg (11 人) 45m/min 停止階 1～3 階(3 箇所) 直角 2 方向 <p>乗用エレベーター 2 号機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用兼車いす用 750kg (11 人) 60m/min 停止階 1, 4～6 階(4 箇所) 1 方向 <p>小荷物専用昇降機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小荷物用テーブル型 50Kg 45m/min 停止階 1～3 階(3 箇所) 1 方向
予定価格	29,160,600 円 (税込み額)
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「エレベーター」に登録のある業者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 東京電子自治体共同格付「エレベーター」35 番以内を有すること。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 19 年 8 月 22 日（水）午前 9 時から平成 19 年 8 月 24 日（金）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 19 年 8 月 28 日（火）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 19 年 8 月 31 日（金）着の宅配便（着払い）で送付する。
質問の方法	<p>図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 19 年 9 月 6 日（木）</p>

	午前11時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成19年9月7日(金)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年9月13日(木)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開札日時	平成19年9月14日(金)午前10時00分
開札場所	電子調達システム
入札回数	1回 (再度入札は行わない。)
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある
その他	1 仮契約 杉並区議会において、「杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災関連施設建築工事」契約議案が原案のとおり可決されるまで、仮契約とする。なお、仮契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。 2 契約担当者 杉並区経理課長 田中 哲 3 前払い金 有り 4 部分払い 有り 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538

入札見積経過調書

案件番号	2007-00306	件名			
内部発注番号		杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災 関連施設昇降機設備工事			
入札見積締切日時	2007年9月13日 17時00分				
開札日時	2007年9月14日 10時01分				
予定価格	29,160,600円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区高円寺南四丁目44番				
業種	4800 エレベーター				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	日本エレベーター製造株式会社			
	所在地	東京都千代田区東神田一丁目9番9号			
落札金額	22,217,600円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	日本エレベーター製造株式会社	22,217,600円			(千代田区) 落札率80.0%
2	東芝エレベーター株式会社 東京支社	26,500,000円			(品川区)
備考	<p>本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年杉並区条例第1号)第2条の規定に基づき、杉並区議会において契約議案が可決されるまでは仮契約とする。</p> <p>契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。</p> <p>予定価格は消費税及び地方消費税相当分を含む。</p> <p>契約番号 杉政経契第70000211号</p> <p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用1号機(乗用兼車いす用 750kg(11人)45m/min 停止階1～3階(3箇所) 直角2方向) ・乗用2号機(乗用兼車いす用 750kg(11人)60m/min 停止階1,4～6階(4箇所)1方向) ・小荷物専用昇降機(小荷物用テーブル型 50Kg 45m/min 停止階1～3階(3箇所)1方向) 				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

杉並区長 山田 宏

件名	済美養護学校給食室増築改修工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区堀ノ内一丁目 19 番 25 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 20 年 2 月 29 日まで
概要	1) 給食室増築及び改修 2) 自転車置き場増築及び塗装
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある業者であること。</p> <p>3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。</p> <p>6 特定建設業の許可を有すること。</p> <p>7 区内業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者）の参加資格 東京電子自治体共同格付「建築工事」A～C 級を有すること。</p> <p>8 区外業者の参加資格は次のア、イの条件を満たすこと。 ア、東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級 51 番から A 級 200 番を有すること。 イ、ISO9000S または ISO14000S の認証を取得していること。</p> <p>9 その他 区外業者は区内業者の 3 割（最低参加 3 者）が抽選により参加できる。 <u>一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に、抽選用の 3 桁の数字を入力すること。</u>抽選の方法については、配布資料等の「区外事業者の入札参加抽選方法」を参照のこと。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。

希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成19年6月6日(水)午前9時から平成19年6月8日(金)午後3時まで(締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成19年6月12日(火)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成19年6月14日(木)以降にメールで指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年6月21日(木)午前11時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成19年6月25日(月)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年6月29日(金)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開札日時	平成19年7月2日(月)午前11時15分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回(初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成19年7月2日(月)午後3時以降に行う予定)
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区長政策経営部長 松沼 信夫 3 前払い金 有り 4 部分払い 有り 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538

入札経過調書 (委託)

平成 19 年度

契約番号	70000110
契約件名	済美養護学校給食室増築改修工事
入札日時	平成 19 年 7 月 2 日 午前 11 時 15 分
履行場所	仕様書のとおり
契約金額	不調 円 (税込み)

番号	業者コード 所在地	入札業者名						備考
		第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	20022675 練馬区	内野建設(株) 73,200,000 4 辞退						
	20002062 杉並区	(株)湯川工務店 74,000,000 6 辞退						
3	20002194 杉並区	(株)大塚工務店 73,000,000 3 辞退						
	20002097 杉並区	兵藤建設(株) 72,000,000 1 68,000,000 1 66,000,000 1						
5	20018554 杉並区	(株)興信建設 72,500,000 2 71,000,000 3 67,900,000 2						
	20002208 杉並区	佐藤建業(株) 73,500,000 5 辞退						
7	20039390 中央区	坪井工業(株) 74,000,000 6 辞退						
	20002020 杉並区	(株)矢島工務店 75,500,000 9 70,500,000 2 辞退						
9	20072176 新宿区	(株)第一ヒューテック 74,600,000 8 辞退						
	10							
11								
12	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: left;"> 入札の結果、何れも予定価格を超過したため、第3回迄入札に付したが落札に至らないので不調とする。 </div>							
13								
14								
15								
16								
17								

工事概要書

契約業者	住所	
	名称名	
工事	称名	済美養護学校給食室増築改修工事
	称場所	杉並区堀ノ内一丁目19番25号
	種別	建築
	概要	1)給食室増築及び改修 2)自転車置き場増築及び塗装
工事着手時期		
工事完成時期		
契約金額		不調

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 7 月 9 日

杉並区長 山田 宏

件名	済美養護学校給食室増築改修工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区堀ノ内一丁目 19 番 25 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 20 年 2 月 29 日まで
概要	1) 給食室増築及び改修 2) 自転車置き場増築及び塗装
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある業者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 特定建設業の許可を有すること。 7 区内業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者）の参加資格 東京電子自治体共同格付「建築工事」A～C 級を有すること。 8 区外業者の参加資格は次のア、イの条件を満たすこと。 ア、東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級 101 番から A 級 250 番を有すること。 イ、ISO9000S または ISO14000S の認証を取得していること。 9 その他 区外業者は区内業者の 3 割（最低参加 3 者）が抽選により参加できる。 <u>一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に、抽選用の 3 桁の数字を入力すること。</u>抽選の方法については、配布資料等の「区外事業者の入札参加抽選方法」を参照のこと。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 19 年 7 月 9 日（月）午前 9 時から平成 19 年 7 月 11 日（水）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 19 年 7 月 12 日（木）に適否を決定するので、電子調達

	システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達システムに登録する発注図書にて指定するコピー店で平成19年7月13日（金）以降に購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。 ・杉並区公告契約第2007-00171号から内容に変更がないため、既に図面等を購入し新たに購入しない場合は、一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に「図面・仕様書等購入済」と記載すること。
質問の方法	<p>図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年7月23日（月）午前11時まで</p>
回答の方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>閲覧時期 平成19年7月24日（火）午後1時から</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年7月27日（金）午後5時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。</p>
積算内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成19年7月30日（月）午前10時50分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定）
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 高 和弘 3 前払い金 有り 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。（様式は任意） 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538 8 本件は杉並区公告契約第2007-00171号の再度入札公告であるが、積算標準単価の改定を行い、予定価格を再積算している。

入札見積経過調書

案件番号	2007-00254	件名			
内部発注番号		済美養護学校給食室増築改修工事			
入札見積締切日時	2007年7月27日 17時00分				
開札日時	2007年7月30日 14時54分				
予定価格	非公表				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区堀ノ内一丁目19番25号				
業種	0700 建築工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称				
	所在地				
落札金額					
No	商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
1	兵藤建設株式会社	61,800,000円	辞退		
2	株式会社興信建設	62,500,000円	辞退		
備考	入札は何れも予定価格を超過したため第2回まで入札に付したが全員辞退であったため不調とする。なお、予定価格の事後公表は今後の入札のため行わない。				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

杉並区長 山田 宏

件名	済美養護学校給食室増築改修工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区堀ノ内一丁目 19 番 25 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 20 年 2 月 29 日まで
概要	1) 給食室増築及び改修 2) 自転車置き場増築及び塗装
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある業者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 特定建設業の許可を有すること。 7 区内業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者）の参加資格 東京電子自治体共同格付「建築工事」A～C 級を有すること。 8 区外業者の参加資格は次のア、イの条件を満たすこと。 ア、東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級 101 番から A 級 250 番を有すること。 イ、ISO9000S または ISO14000S の認証を取得していること。 9 その他 区外業者は区内業者の 3 割（最低参加 3 者）が抽選により参加できる。 <u>一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に、抽選用の 3 桁の数字を入力すること。</u>抽選の方法については、配布資料等の「区外事業者の入札参加抽選方法」を参照のこと。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 19 年 8 月 1 日（水）午前 9 時から平成 19 年 8 月 3 日（金）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 19 年 8 月 6 日（月）に適否を決定するので、電子調達シ

	システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	<ul style="list-style-type: none"> 電子調達システムに登録する発注図書にて指定するコピー店で平成19年8月7日（火）以降に購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。 杉並区公告契約第2007-00171号及び第2007-00254号から内容に変更がないため、既に図面等を購入し新たに購入しない場合は、一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に「図面・仕様書等購入済」と記載すること。
質問の方法	<p>図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年8月13日（月）午前11時まで</p>
回答の方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>閲覧時期 平成19年8月14日（火）午後1時から</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年8月20日（月）午後5時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。</p>
積算内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 入札時には必要ない。 落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成19年8月21日（火）午前10時50分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定）
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> 落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	<ol style="list-style-type: none"> 契約締結期限 落札の日から5日以内 契約担当者 杉並区政策経営部長 高 和弘 前払い金 有り 部分払い 無し 準拠規定 杉並区契約事務規則 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。（様式は任意） 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-33312-2111 内1535~1538 本件は杉並区公告契約第2007-00254号の再度入札公告である。

本件は、8月3日申込み締め切り時点にて入札参加の希望申請書提出期間に申請がなかったため中止とした。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当するとして、以下のとおり随意契約を締結した。

契約日 平成19年8月6日 契約の相手方 兵藤建設(株)

契約金額 64,890,000円 予定価格 65,230,200円

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 4 月 10 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事
業種	電気工事
履行場所	杉並区宮前二丁目 13 番
履行期間	契約締結の翌日から平成 21 年 3 月 17 日まで
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受変電設備 ・ 非常用発電機設備 ・ 幹線動力設備 ・ 電灯コンセント設備 ・ 照明器具取付 ・ 電話設備 ・ 放送設備 ・ テレビ共聴設備 ・ 防犯設備 ・ 舞台照明設備 ・ 舞台音響設備 ・ インターホン設備 ・ トイレ呼出設備 ・ 電気時計設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 防災無線設備用配管 ・ 機械警備用配管 ・ LAN 用配管設備 ・ 太陽光発電設備
発注方法	建設共同企業体発注
建設共同企業体結成方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 者による自主結成であること。 2 この入札に関して、同時に 2 以上の建設共同企業体の構成員にならないこと。 3 建設共同企業体の出資比率は以下のとおりであること。 <ul style="list-style-type: none"> 出資比率 1 位の構成員 上限 70% 出資比率 2 位の構成員 下限 30%
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「電気工事」に登録のある者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 区内業者「杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者」の参加資格 <ul style="list-style-type: none"> 出資比率第 1 位の構成員になれるもの 次のア・イ・ウの条件をともに満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付け「電気工事」A 級を有すること。 イ 告示日以前 5 年間の官公庁における契約実績が、電気工事で「8 千万円以上」あること。 ウ 特定建設業の許可を有すること。

	<p>出資比率 2 位の構成員になれるもの 次のア・イの条件をともに満たすこと。</p> <p>ア 東京電子自治体共同格付け「電気工事」A 級又は B 級を有すること。 イ 告示日以前 5 年間の官公庁における契約実績が、電気工事で A 級「4 千万円以上」、B 級「3 千万円以上」あること。</p> <p>7 区外業者の参加資格</p> <p>ア 特定建設業の許可を有すること イ ISO9000S 又は 14000S の認証を取得していること。</p> <p>出資比率第 1 位の構成員になれるもの 次のア・イの条件をともに満たすこと。</p> <p>ア 東京電子自治体共同格付け「電気工事」A 級 1 1 番から A 級 6 0 番までを有すること。 イ 告示日以前 5 年間の官公庁における契約実績が、電気工事で「2 億 2 千万円以上」あること。</p> <p>出資比率 2 位の構成員になれるもの 次のア・イの条件をともに満たすこと。</p> <p>ア 東京電子自治体共同格付け「電気工事」A 級でかつ A 級 1 1 番以下を有すること。 イ 告示日以前 5 年間の官公庁における契約実績が、電気工事で「9 千万円以上」あること。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより「建設共同企業体協定書」提出するとともに、電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 19 年 4 月 1 0 日（火）午前 9 時から平成 19 年 4 月 1 8 日（水）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 19 年 4 月 20 日（金）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 19 年 4 月 23 日（月）以降にメールで指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 19 年 5 月 7 日（月）午前 11 時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成 19 年 5 月 9 日（水）午後 1 時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 19 年 5 月 1 5 日（火）午後 5 時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）

入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成19年5月16日（水）午前10時15分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成19年5月16日（木）午後3時以降に行う予定
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。 ・落札者は別途指定する「建設共同企業体協定書」を提出すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%が必要
その他	1 仮契約 杉並区議会において、本契約議案が原案のとおり可決されるまで、仮契約とする。なお、仮契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。 2 契約担当者 杉並区長 山田 宏 3 前払い金 有り 4 部分払い 有り 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535～1538

入札見積経過調書

案件番号	2007-00027		件名		
内部発注番号			杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備 工事		
入札見積締切日時	2007年5月15日 17時00分				
開札日時	2007年5月16日 15時46分				
予定価格	非公表				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区宮前二丁目13番				
業種	0800 電気工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称				
	所在地				
落札金額					
No	商号又は名称	第1回	第2回	備考	
1	協信・協電建設共同企業体	329,000,000円	318,000,000円		
2	大国・杉並建設共同企業体	344,000,000円	辞退		
3	京王・神馬建設共同企業体	351,000,000円	辞退		
4	牧野・米山建設共同企業体	340,000,000円	辞退		
備考	再度入札の結果落札者がいなかったが、辞退により入札者が一者となり再度入札を実施しても競争性がな いため、本案件は打ち切りとし不調とする。予定価格の事後公表は今後の入札のため行わない。				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 19 年 5 月 21 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事
業種	電気工事
履行場所	杉並区宮前二丁目 13 番
履行期間	契約締結の翌日から平成 21 年 3 月 17 日まで
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受変電設備 ・ 非常用発電機設備 ・ 幹線動力設備 ・ 電灯コンセント設備 ・ 照明器具取付 ・ 電話設備 ・ 放送設備 ・ テレビ共聴設備 ・ 防犯設備 ・ 舞台照明設備 ・ 舞台音響設備 ・ インターホン設備 ・ トイレ呼出設備 ・ 電気時計設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 防災無線設備用配管 ・ 機械警備用配管 ・ LAN 用配管設備 ・ 太陽光発電設備
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「電気工事」に登録のある者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 東京電子自治体共同格付け「電気工事」A 級を有すること。 7 告示日以前 5 年間の官公庁における契約実績が、電気工事で「8 千万円以上」あること。 8 特定建設業の許可を有すること。 9 区外業者は、ISO9000S 又は 14000S の認証を取得していること。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・ 競争入札参加者心得に違反した入札。 ・ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・ 平成 19 年 5 月 21 日（月）午前 9 時から平成 19 年 5 月 23 日（水）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 19 年 5 月 24 日（木）に適否を決定するので、電子調達

	システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成19年5月24日(木)以降にメールで指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。 杉並区公告契約第2007-00027号で既に図面等を購入した者は、内容に変更がないため、新たに購入しない場合は一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に「図面・仕様書等購入済」と記載すること。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年6月6日(水)午前11時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成19年6月8日(金)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年6月12日(火)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開札日時	平成19年6月13日(水)午前10時15分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回(初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成19年6月13日(水)午後3時以降に行う予定)
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%が必要
その他	1 仮契約 杉並区議会において、本契約議案が原案のとおり可決されるまで、仮契約とする。なお、仮契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。 2 契約担当者 杉並区長 山田 宏 3 前払い金 有り 4 部分払い 有り 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538

入札見積経過調書

案件番号	2007-00122	件名		
内部発注番号		杉並区立荻窪小学校移転改築電気設備工事		
入札見積締切日時	2007年6月12日 17時00分			
開札日時	2007年6月13日 10時15分			
予定価格	309,256,500円			
調査基準価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区宮前二丁目13番			
業種	0800 電気工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称			
	所在地			
落札金額	184,000,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	株式会社八洲電業社 東京支店	184,000,000円		落札 62.47% (千代田区)
2	協信電業株式会社	248,000,000円		
3	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	257,000,000円		(荒川区)
4	雄光電気株式会社	287,000,000円		(足立区)
5	大国屋電機工業株式会社	289,000,000円		
6	株式会社京王設備サービス 杉並本社	290,000,000円		
7	牧野電設工業株式会社	300,000,000円		
備考	<p>杉並区低入札価格に関する調査規程に基づく調査基準価格を下回ったため、同規程第6条及び第7条により調査・審査を実施し当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めため、株式会社八洲電業社 東京支店を落札者として決定する。</p> <p>本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年杉並区条例第1号)第2条の規定に基づき、杉並区議会において契約議案が可決されるまでは仮契約とする。</p> <p>契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。</p> <p>予定価格は消費税及び地方消費税相当分を含む。</p> <p>契約番号 杉政経契第75000005号</p>			

入札経過調書 (工事)

平成 19 年度

契約番号 70000115
契約件名 中瀬中学校給食用リフト取替工事
入札日時 平成 19 年 6 月 22 日 午前 10 時 20 分
工事場所 杉並区下井草四丁目3番29号
契約金額 2,971,815 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
3,773,800 (税抜き)	74.9%
3,962,490 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20046000	エレベータシステムズ						辞退
	豊島区							
2	20080004	大成エレベータ						落札
	品川区	2,830,300	1					
3	20016853	中央エレベーター工業						
	台東区	3,000,000	2					
4	20066818	日東エレベータ製造						
	千代田区	3,590,000	5					
5	20019429	日本エレベータ製作所						
	墨田区	3,500,000	4					
6	20019445	富士エレベーター工業						
	千代田区	3,200,000	3					
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	品川区東五反田五丁目21番19号502
	名称名	大成エレベーター 株式会社
工事	称名	中瀬中学校給食用リフト取替工事
	称場所	杉並区下井草四丁目22番4号
	種別	エレベーター
	概要	<p>電動機 3φ200V, 50Hz, 2.2kw 積載量 300kg 運転速度 30m/min 停止回数 4箇所</p> <p>撤去工事 新設工事 電気設備工事</p>
工事着手時期	平成19年6月下旬	
工事完成時期	平成19年8月31日	
契約金額	¥2,971,815	

指 名 理 由

- 1 工事件名 中瀬中学校給食用リフト取替工事
- 2 業 種 エレベータ
- 3 入札年月日 平成19年6月22日

指 名 競 争 入 札			
1	指名の条件 東京電子自治体共同運営格付を有すること。		
2	1に該当する業者に下記指名判断項目を適用し、6社を指名した。		
	指 名 判 断 項 目	適 用 の 有 無	備 考
1	杉並区からの指名及び受注の状況		
2	官公庁工事の実績の有無		
3	既発注工事の施工成績		
4	発注工事に対する地域性		
5	発注工事施工についての技術的適性		
6	発注工事の内容に適した専門性		
7	その他		

入札経過調書 (工事)

平成 19 年度

契約番号 70000327
契約件名 橋梁維持工事(平成19年度)
入札日時 平成 19 年 12 月 7 日 午前 10 時 0 分
工事場所 栄泉橋(杉並区和泉二丁目16番先)
契約金額 1,937,250 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
1,846,000 (税抜き)	99.9%
1,938,300 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20000086	済美建設						落札
	杉並区	1,845,000	1					
2	20033170	二水						
	杉並区	1,846,000	2					
3	20000205	興亜土木						
	杉並区	1,846,000	2					
4	20000124	中央土建工業						辞退
	杉並区							
5	20019607	マルト建設						
	杉並区	1,846,000	2					
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成19年5月9日

杉並区長 山田 宏

件名	和田堀公園プール外2所運営業務委託
業種(営業種目)	警備・受付等 取扱品目「プール管理」
履行場所(納入場所)	杉並区大宮二丁目2番10号 杉並区上荻四丁目2番6号 杉並区阿佐谷北一丁目1番22号
履行期間(納入期限)	契約締結の翌日から平成19年9月14日
概要	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 和田堀公園プール 面積 管理棟 624.64㎡ 規模 一般用 50m×18m 水泳場 4,564㎡ 一般用 25m×11m 幼児用 15m×5m</p> <p>(2) 関根文化公園プール 面積 管理棟 736.59㎡ 規模 一般用 20m×12m 水泳場 1,284㎡ 幼児用 108㎡(変形)</p> <p>(3) 阿佐谷けやき公園プール 面積 管理棟 379.23㎡ 規模 一般用 25m×17m 水泳場 2,506㎡ 幼児用 90㎡(変形)</p> <p>2 開場時間 午前9時～午後6時 (和田堀公園プールは7月20日～8月31日は午後8時まで)</p> <p>3 常駐期間 平成19年6月18日～9月14日</p> <p>4 開設期間 平成19年7月1日～9月10日</p> <p>5 配置人員</p> <p>(1) 和田堀公園プール 責任者 1名 従事者 最大配置 19名</p> <p>(2) 関根文化公園プール 責任者 1名 従事者 最大配置 8名</p> <p>(3) 阿佐谷けやき公園プール 責任者 1名 従事者 最大配置 10名</p> <p>6 業務内容 (1) プール運営業務(2) 機械設備運転業務(3) 水質等管理業務(4) 日常清掃(5) 日常管理業務(6) 情報セキュリティに関する事項(7) 開設期間前及び期間後清掃業務(8) その他</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 公告日以前3年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「警備・受付等」取扱品目「プール管理」に登録があり、次の区分ごとの条件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) 区内業者(杉並区内に本店又は支店等を有する者)</p> <p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、A又はBであること。</p> <p>イ 公告日以前5年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。(区内支店等は、当該支店の実績とする。)</p> <p>ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>(2) 区外業者</p>

	<p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、Aであること。</p> <p>イ 公告日以前5年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。</p> <p>ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>エ ISO9000又は14000シリーズの認証を取得していること。</p> <p>5 事業協同組合が入札に参加する場合には、当該組合の組合員は単独で参加できない。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであったとしても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	<p>電子調達システムにより申し込む。</p> <p>なお、参加資格条件の契約実績を証明する書類として、契約書（表紙）を添付すること。</p>
希望申請書提出期間	<p>平成19年5月9日（水）から平成19年5月11日（金）午後4時まで。</p> <p>（締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）</p>
入札参加資格の決定	<p>入札参加資格審査は、平成19年5月15日（火）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。（入札参加資格確認結果通知書）</p>
図面・仕様書等の入手方法	<p>平成19年5月15日（火）から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。</p>
質問の方法	<p>発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年5月18日（金）午後4時まで</p>
回答の方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>閲覧日時 平成19年5月22日（火）午前9時から</p>
入札期間	<p>入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成19年5月25日（金）午後5時まで（締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない）</p>
入札方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。</p>
開札日時	<p>平成19年5月28日（月）午前10時00分</p>
開札場所	<p>電子調達システム</p>
入札回数	<p>2回まで（初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成19年5月28日（月）午後2時以降に行う予定である。）</p>
落札通知	<p>落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。</p> <p>落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。</p>
最低制限価格	<p>設定する。</p>
入札保証金	<p>納付免除</p>
契約保証金	<p>必要な場合がある。</p>
積算内訳書の提出	<p>入札に係る積算内訳書（総括及び人件費を含む費目別内訳）を提出しなければ契約書類一式は交付できない。（様式は任意とする。）</p>
留意事項	<p>1 契約締結期限 落札の日から5日以内</p> <p>2 契約担当者 杉並区政策経営部長 松沼 信夫</p> <p>3 前払い金 なし</p> <p>4 準拠規定 杉並区契約事務規則、</p> <p>6 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535～1538</p>

入札見積経過調書

案件番号	2007-00072	件名			
内部発注番号		和田堀公園プール外2所運営業務委託			
入札見積締切日時	2007年5月25日 17時00分				
開札日時	2007年5月28日 14時11分				
予定価格	非公表				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区大宮二丁目2番10号外				
営業種目1	105 警備・受付等	取扱品目	07 プール管理		
			00		
			00		
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	株式会社オーチュー 杉並支店			
	所在地	東京都杉並区天沼二丁目5番2号			
落札金額					
No	商号又は名称	第1回	第2回	備考	
1	株式会社オーチュー 杉並支店	38,000,000円	36,860,000円	減価交渉結果 33,390,000円	
2	株式会社プロスペック	40,960,000円			
			辞退		
3	株式会社城西企業 杉並支店	42,000,000円			
			辞退		
4	株式会社日本水泳振興会	41,210,000円			
			辞退		
5	日誠ビル管理株式会社	38,600,000円			
			辞退		
6	株式会社三幸コミュニティマネジメント	39,800,000円			
			辞退		
7	株式会社サンアメニティ	39,100,000円			
			辞退		
備考	○入札の結果、何れも予定価格を超過したため、第2回迄入札に付したが落札に至らないので地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき最低価格提示者と減価交渉の結果、随意契約を締結する。 ○契約金額は、金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。 ○契約番号 杉政経契第50000464号				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 19 年 2 月 13 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等建物総合管理業務請負
業種（営業種目）	「建物清掃」及び「警備・受付等」取扱品目「施設警備」又は「その他警備」
履行場所（納入場所）	杉並区荻窪五丁目 20 番 1 号
履行期間（納入期限）	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
概要	<p>施設 杉並保健所・杉並区立保健医療センター・荻窪保健センター ・地域包括支援センターケア 24 荻窪 鉄筋鉄骨造 地上 5 階地下 1 階 延床面積 6,426.13 m²</p> <p>1 日常清掃（常駐） 2 定期清掃 3 建物環境衛生管理（害虫駆除） 4 設備保守点検 5 駐車場管理 6 警備業務</p>
予定価格	32,872,798 円（税込）
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 公告日以前 3 年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「建物清掃」及び「警備・受付等」取扱品目「施設警備」又は「その他警備」に登録があり、次の区分ごとの条件をすべて満たすもの。</p> <p>（1）区内業者（杉並区内に本店又は支店等を有する者）</p> <p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「建物清掃」の格付けが、A 又は B であること。</p> <p>イ 公告日以前 3 年間に官公庁又は民間における「建物清掃」の契約実績があり、かつ 1 件の最高契約金額が 1 千万円以上であること。ただし、ISO 9000 又は 14000 シリーズの認証を取得している者は、1 件の実績が 5 百万円以上あること。（区内支店等は、当該支店等の実績とする。）</p> <p>（2）区外業者</p> <p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「建物清掃」の格付けが、A であること。</p> <p>イ 公告日以前 3 年間に官公庁又は民間における「建物清掃」の契約実績があり、かつ 1 件の最高契約金額が 3 千万円以上であること。</p> <p>エ ISO 9000 又は 14000 シリーズの認証を取得していること。</p> <p>5 事業協同組合で入札に参加する場合には、当該組合の組合員は単独での入札参加はできない。</p> <p>6 杉並区公告契約第 2007-00008 号から杉並区公告契約第 2007-00019 号までの案件で入札参加申込をできる件数は本件を含めて 4 件までとする。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札 ・杉並区公告契約第 2007-00015 号、杉並区公告契約第 2007-00016 号又は杉並区公告契約第 2007-00017 号の案件を落札した者の入札

希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。 なお、参加資格条件の契約実績（最高契約金額）を証明する書類として、契約書（契約日、契約金額、発注者等がわかる部分）を添付すること。
希望申請書提出期間	平成19年 2月13日（水）から平成19年 2月15日（金）午後4時まで。 （締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成19年 2月19日（月）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。（入札参加資格確認結果通知書）
図面・仕様書等の入手方法	平成19年 2月19日（月）から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年 2月22日（木）午後4時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成19年 2月26日（月）午前9時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から、平成19年 3月 6日（火）午後5時まで（締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない）
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
開札日時	平成19年 3月 7日（水）午前11時45分
開札場所	電子調達システム
入札回数	1回（再入札は行わない。）
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から2営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定する。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	入札に係る積算内訳書（総括及び費目別内訳）を提出しなければ契約書類一式は交付できない。（様式は任意とする。）
留意事項	1 契約締結期限 平成19年4月1日 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 松沼 信夫 3 前払い金 なし 4 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535～1538

入札見積経過調書

案件番号		2007-00019		件名	
内部発注番号				杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等建物総合管理業務請負	
入札見積締切日時		2007年3月6日 17時00分			
開札日時		2007年3月7日 11時46分			
予定価格		32,872,798円			
最低制限価格		非公表			
履行場所		東京都杉並区荻窪五丁目20番1号			
営業種目1		103 建物清掃		取扱品目	
				00	
				00	
営業種目2		105 警備・受付等		取扱品目	
				01 施設警備	
				03 その他警備	
				00	
入札方式		01 一般競争入札			
落札者		商号又は名称		株式会社アクト・ツーワン 東京支店	
		所在地		東京都千代田区鍛冶町一丁目9番9号	
落札金額		21,946,000円			
No	商号又は名称		第1回		備考
1	株式会社アクト・ツーワン 東京支店		21,946,000円		
2	株式会社城西企業 杉並支店		21,977,000円		
3	株式会社ニワテック		22,009,000円		
4	不二興産株式会社		22,089,000円		
5	株式会社エヌビーイー		22,134,000円		
6	株式会社アイビーメンテナンス 杉並支店		22,228,000円		
7	協栄ビルメンテナンス株式会社		22,308,000円		
8	株式会社旺栄		22,384,000円		
9	株式会社信徳		22,402,000円		
10	三幸株式会社		22,540,000円		
11	昭和建物管理株式会社 東京支社		22,541,000円		
12	中央エンタープライズ株式会社		22,635,000円		
13	東京美化株式会社		22,715,000円		
14	株式会社プロスペック		22,854,000円		
15	協和産業株式会社		最低制限未滿		
16	株式会社サンセイ		最低制限未滿		
17	株式会社シービーエス		最低制限未滿		

18	株式会社楽天地サービス				
		最低制限未満			
19	株式会社クリーンテック				
		最低制限未満			
備考	本件は、平成19年第1回区議会定例会において、平成19年度予算が成立した場合に、平成19年4月1日に契約締結します。				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 19 年 5 月 9 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区みどりの実態調査委託
業種（営業種目）	「都市計画・交通関係調査業務」及び「航空写真・図面製作」取扱品目「航空写真から図面作成まで」
履行場所（納入場所）	杉並区内全域
履行期間（納入期限）	契約締結の日の翌日から平成 20 年 3 月 28 日まで
概要	<p>本調査委託は、杉並区みどりの条例第 7 条に基づき実施するもので、区内全域のみどりの現況を把握するとともに、収集データと既存資料などを活用して、みどりの実態を多角的に解析・評価するものである。</p> <p>なお、業務履行については、緑被率標準調査マニュアル（昭和 63 年 10 月東京都環境保全局編）を基本とし、東京都公共測量作業規定、国土交通省公共測量作業規定、国土交通省国土地理院デジタルオルソ作成の公共測量マニュアルを準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託範囲 杉並区全域（34.02 km²） 2 委託期間 契約締結の日の翌日から平成 20 年 3 月 28 日まで 3 調査項目 （1）空中写真撮影（2）緑被率調査（3）樹木調査（4）樹林調査 （5）接道部調査（6）道路内植栽調査（7）壁面緑化調査 （8）屋上緑化調査（9）主要施設の緑化状況調査（10）緑視率調査 （11）緑視域率調査（12）緑地調査（13）みどり率調査 4 調査結果の解析・評価 本調査結果を過去の調査結果等と比較し、現状・変化傾向等総合的に解析・評価する。 5 みどりの情報検索システムの作成 本調査により取得した情報や作成した地図を用いて、部分的なみどり情報を検索できるなどの簡易ビューワの作成をする。 6 成果品 （1）カラーデジタルオルソデータ（2）緑被分布図及びデータ （3）詳細・独自調査区域の緑被分布図及びデータ（4）樹木分布図 （5）樹林分布図（6）保護樹木等分布図（7）屋上・壁面緑化分布図 （8）緑地分布図（9）調査報告書（10）調査報告書概要版 （11）杉並区全域カラー写真パネル（12）杉並区航空写真地図 （13）みどりの情報検索システム（14）その他関連資料
参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「都市計画・交通関係調査業務」及び「航空写真・図面製作」取扱品目「航空写真から図面作成まで」に登録があり、次の区分ごとの条件をすべて満たす者。 <ol style="list-style-type: none"> （1）区内業者（杉並区内に本店又は支店等を有する者） <ol style="list-style-type: none"> ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「都市計画・交通関係調査業務」の格付けが、C 級以上であること。 （2）区外業者

	<p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「都市計画・交通関係調査業務」の格付けB級以上であること。</p> <p>イ ISO9000又は14000シリーズを取得していること。</p> <p>4 事業協同組合で入札に参加する場合は、当該組合の組合員は単独での入札参加は出来ない。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。
希望申請書提出期間	平成19年5月9日(水)から平成19年5月11日(金)午後4時まで。 (締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成19年5月15日(火)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)
図面・仕様書等の入手方法	平成19年5月15日(火)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年5月18日(金)午後4時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成19年5月22日(火)午前9時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成19年5月25日(金)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
開札日時	平成19年5月28日(月)午前10時10分
開札場所	電子調達システム
入札回数	2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定。)
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	入札に係る積算内訳書(総括のみで可)を提出しなければ契約書類一式は交付できない。(様式は任意とする。)
留意事項	<p>1 契約締結期限 落札の日から5日以内</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 柿本 博美</p> <p>3 前払い金 なし</p> <p>4 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>5 連絡先等 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538 FAX 03-3312-2440</p>

入札見積経過調書

案件番号		2007-00083		件名	
内部発注番号				杉並区みどりの実態調査委託	
入札見積締切日時		2007年5月25日 17時00分			
開札日時		2007年5月28日 10時12分			
予定価格		非公表			
最低制限価格		非公表			
履行場所		東京都杉並区杉並区内全域			
営業種目1		123 都市計画・交通関係調査業務	取扱品目	00	
				00	
				00	
営業種目2		117 航空写真・図面製作	取扱品目	01 航空写真から図面製作まで	
				00	
				00	
入札方式		01 一般競争入札			
落札者		商号又は名称 国際航業株式会社 東京支店			
		所在地 東京都千代田区六番町2番地			
落札金額		19,970,000円			
No	商号又は名称	第1回			備考
1	国際航業株式会社 東京支店	19,970,000円			
2	第一航業株式会社	23,660,000円			
3	大同情報技術株式会社	26,370,000円			
4	株式会社GIS関東 東京支店	31,500,000円			
5	株式会社ウエスコ 東京支社	32,000,000円			
6	昭和株式会社 東京支社	38,000,000円			
7	三和航測株式会社	38,000,000円			
8	東京カートグラフィック株式会社	41,000,000円			
9	株式会社サンワコン 東京事務所	43,880,000円			
備考		契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分1.05を乗じた額です。 契約番号 杉政経契第50000463号			

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 19 年 1 月 7 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区立小中学校教室用パソコン機器賃貸借（長期継続契約）
業種（営業種目）	賃貸業務 取扱品目「電子計算機リース」
履行場所（納入場所）	杉並区立小中学校 68 校
賃貸期間	平成 20 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日
概要	<p>1 賃貸借機器 ノートパソコン 1,200 台、液晶プロジェクター 204 台、ネットワーク HDD 68 台、専用収納庫 68 台、スクリーン 204 枚、無線 LAN アクセスポイント 204 台</p> <p>2 機器の用途 授業においてパソコンを活用する。教室の情報コンセントに接続してインターネット情報の閲覧、DVD コンテンツの再生、教材ソフトの稼動などを行う。必要に応じ、液晶プロジェクターを使用してパソコン画面を投影する。1 回の授業で 1 台から数台を使い、複数台使用の場合は無線 LAN でネット接続する。パソコンは共用されるので、必要なデータはネットワーク HDD に記録する。充電状態で収納可能な専用の収納庫に一括収納する。</p> <p>3 履行の方法 (1) 主管課の指示によるパソコンの設定と動作確認の上、専用収納庫に収めて各校へ設置すること。（平成 20 年 2 月末日まで） (2) 機器が正常動作するに必要な保守管理をおこなうこと。また、学校からの問い合わせに対応すること。 (3) 賃貸借期間終了後、機器の撤収をおこなうこと。</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業していること。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」申請業種「賃貸業務」取扱品目「電子計算機リース」に登録のある業者であり、次の区分ごとの条件を満たす者。 (1) 区内業者（杉並区内に本店又は支店等を有する者） 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「賃貸業務」格付の C 級以上を有すること。 (2) 区外業者 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「賃貸業務」格付の A 級を有すること。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。

希望申請書提出期間	平成19年11月7日(水)から平成19年11月9日(金)午後4時まで。 (締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成19年11月12日(月)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)
図面・仕様書等の入手方法	平成19年11月12日(月)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成19年11月19日(月)午後3時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成19年11月21日(水)午前9時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成19年11月29日(木)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は月額とし、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。なお、長期継続契約の入札金額は、別紙「長期継続契約制度施行に伴う入札方法及び契約書等の変更について(通知)」を参照すること。
開札日時	平成19年11月30日(月)午前10時
開札場所	電子調達システム
入札回数	2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定。)
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた翌営業日に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	不要
留意事項	1 契約締結期限 落札の日から3日以内 2 契約担当者 杉並区副区長 松沼 信夫 3 準拠規定 杉並区契約事務規則 4 契約書 標準契約書 5 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538

入札見積経過調書

案件番号		2007-00385		件名	
内部発注番号				杉並区立小中学校教室用パソコン機器賃貸借(長期継続契約)	
入札見積締切日時		2007年11月29日 17時00分			
開札日時		2007年11月30日 10時02分			
予定価格		非公表			
最低制限価格		非公表			
履行場所		東京都杉並区杉並区立小中学校68校			
営業種目1		131 賃貸業務		取扱品目	
				02 電子計算機リース	
				00	
				00	
入札方式		01 一般競争入札			
落札者		商号又は名称			
		NTTファイナンス株式会社			
		所在地			
		東京都港区芝浦一丁目2番1号			
落札金額		3,750,000円			
No	商号又は名称	第1回			備考
1	NTTファイナンス株式会社	3,750,000円			
2	NECリース株式会社	4,410,000円			
3	日立キャピタル株式会社	4,416,000円			
4	住信リース株式会社	4,471,800円			
5	日本電子計算機株式会社	4,512,500円			
6	東銀リース株式会社	4,554,900円			
7	三菱電機クレジット株式会社	4,666,400円			
8	昭和リース株式会社	4,818,000円			
9	協同リース株式会社 営業第三部	4,839,000円			
10	富士通リース株式会社	4,846,800円			
11	日通商事株式会社 東京支店	4,998,400円			
12	センチュリー・リーシング・システム株式会社	5,085,000円			
13	興銀リース株式会社	5,135,000円			
14	和泉ビジネス・マシン株式会社	5,270,000円			
15	芙蓉総合リース株式会社	5,328,000円			
16	東芝情報機器株式会社 首都圏支社				
		辞退			
備考		○入札金額は月額です。 ○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。 ○契約番号 杉政経契第94000035号			

入札経過調書 (委託)

平成 19 年度

契約番号 93000144

契約件名 冷却塔設備保守委託

入札日時 平成 19 年 3 月 20 日 午前 11 時 20 分

履行場所 別紙仕様書のとおり

契約金額 724,500 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10018945	東管設備 (株)						落札
	杉並区	710,000	1	690,000	1			
2	10039179	峯尾機工 (株)						
	杉並区	730,000	3	697,000	3			
3	10043788	(株) 村田設備						
	杉並区	740,000	4	700,000	4			
4	10050610	裕大設備 (株)						辞退
	杉並区							
5	20006483	吉田設備工業 (株)						
	杉並区	727,000	2	695,000	2			
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札見積経過調書

案件番号	2007-00075	件名		
内部発注番号		和田堀公園プール外2所温水器保守点検業務委託		
入札見積締切日時	2007年5月8日 16時00分			
開札日時	2007年5月9日 10時10分			
予定価格	非公表			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区和田堀公園プール外2所			
営業種目1	104 電気・暖冷房等設備保守	取扱品目	02 暖冷房・空調設備	
			00	
			00	
入札方式	02 指名競争入札			
落札者	商号又は名称	株式会社保谷		
	所在地	東京都杉並区西荻北二丁目2番8号		
落札金額	800,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	株式会社保谷	800,000円		
2	井上ハウジング株式会社	845,000円		
3	峯尾機工株式会社	870,000円		
4	ミナト矢崎サービス株式会社	920,000円		
5	株式会社泉商会	辞退		
備考				

入札経過調書 (委託)

平成 19 年度

契約番号 90000065
契約件名 杉並区営高齢者住宅桃井みどりの里外1ヶ所の清掃業務請負
入札日時 平成 19 年 3 月 1 日 午後 4 時 0 分
履行場所 別紙仕様書のとおり
契約金額 1,753,500 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名						備考
		所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	
1	10015571	(株) オリエントサービス						
	杉並区	1,690,000	3					
2	10015580	(株) 環境技研						
	杉並区	1,740,000	9					
3	10042587	(株) 五州管財						
	杉並区	1,715,000	6					
4	10034274	(株) ジンダイ						落札
	杉並区	1,670,000	1					
5	10018708	(有) 杉並設備						
	杉並区	1,680,000	2					
6	10086860	(株) 創和						
	杉並区	1,723,000	7					
7	10018899	(株) 中央						
	杉並区	2,030,000	10					
8	10015776	東京企業 (株)						
	杉並区	1,730,000	8					
9	10015792	ヤマト装備 (株)						
	杉並区	1,699,000	4					
10	10015806	(株) 勇和商事						
	杉並区	1,710,000	5					
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。